

有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日
(第9期) 至 2025年3月31日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第9期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	4
4【関係会社の状況】	6
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	11
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	13
3【事業等のリスク】	16
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
5【重要な契約等】	24
6【研究開発活動】	24
第3【設備の状況】	25
1【設備投資等の概要】	25
2【主要な設備の状況】	25
3【設備の新設、除却等の計画】	26
第4【提出会社の状況】	27
1【株式等の状況】	27
2【自己株式の取得等の状況】	51
3【配当政策】	51
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5【経理の状況】	96
1【連結財務諸表等】	97
2【財務諸表等】	144
第6【提出会社の株式事務の概要】	158
第7【提出会社の参考情報】	159
1【提出会社の親会社等の情報】	159
2【その他の参考情報】	159
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	160

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【事業年度】	第9期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理財務部長 前田 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	東京 03（5723）8619番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理財務部長 前田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	842,675	854,374	922,682	955,580	988,771
経常利益 (百万円)	27,000	28,596	26,044	26,036	20,750
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	20,204	19,118	16,975	15,553	13,097
包括利益 (百万円)	25,209	21,979	18,262	23,882	12,028
純資産額 (百万円)	247,648	262,740	269,261	285,326	286,318
総資産額 (百万円)	394,086	413,123	436,763	462,570	467,009
1 株当たり純資産額 (円)	843.52	897.66	4,717.02	5,018.37	5,033.02
1 株当たり当期純利益 (円)	68.61	65.34	294.07	273.24	230.88
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	68.57	65.31	293.96	273.14	230.80
自己資本比率 (%)	62.7	63.4	61.5	61.5	61.1
自己資本利益率 (%)	8.5	7.5	6.4	5.6	4.6
株価収益率 (倍)	10.6	9.9	11.9	14.7	18.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,862	18,473	3,947	29,392	10,016
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,837	△11,251	△22,926	△16,014	△20,642
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,097	△10,653	△6,844	△13,278	7,468
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	50,651	47,690	22,359	22,917	20,581
従業員数 (人)	8,313	8,089	8,010	8,124	7,926
[ほか、平均臨時雇用者数]	[9,206]	[9,169]	[9,457]	[9,779]	[9,743]

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等は、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 2023年10月1日付で株式併合(5株を1株)を実施したため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	13,738	21,300	28,345	529,579	584,695
経常利益 (百万円)	10,202	15,854	17,433	14,508	3,860
当期純利益 (百万円)	10,282	14,358	16,558	40,539	2,427
資本金 (百万円)	30,003	30,003	30,003	30,003	30,003
発行済株式総数 (株)	297,355,059	297,355,059	287,355,059	57,471,011	57,471,011
純資産額 (百万円)	193,021	200,684	205,609	238,497	229,540
総資産額 (百万円)	225,231	230,345	242,708	329,802	324,460
1株当たり純資産額 (円)	658.91	687.11	3,609.34	4,203.85	4,044.74
1株当たり配当額 (円)	21.00	23.00	24.00	125.00	145.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(70.00)
1株当たり当期純利益 (円)	34.92	49.08	286.86	712.18	42.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	34.90	49.05	286.74	711.93	42.78
自己資本比率 (%)	85.6	87.1	84.7	72.3	70.7
自己資本利益率 (%)	5.4	7.3	8.2	18.3	1.0
株価収益率 (倍)	20.9	13.2	12.2	5.6	97.8
配当性向 (%)	60.1	46.9	41.8	17.6	338.8
従業員数 (人)	241	590	916	882	866
[ほか、平均臨時雇用者数]	[34]	[102]	[157]	[149]	[157]
株主総利回り (%)	117.7	108.8	120.6	140.5	150.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	786	778	742	4,290 (839)	4,490
最低株価 (円)	586	631	628	3,715 (695)	3,575

(注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。

2. 2023年10月1日付で株式併合（5株を1株）を実施したため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。第8期の株価については、株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

2015年 9 月	伊藤ハム株式会社及び米久株式会社（以下「両社」）が共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本契約書を締結
2015年11月	両社はそれぞれの臨時株主総会での承認を前提として、株式移転の方法により共同持株会社設立のための「株式移転計画書」を作成
2016年 1 月	両社の臨時株主総会で株式移転計画が承認
2016年 4 月	当社設立（東京証券取引所市場第一部に上場）
2017年12月	ニュージーランド・クライストチャーチのANZCO FOODS LTD. の株式を追加取得し100%子会社化
2019年12月	明治ケンコーハム株式会社（取得後「米久ケンコーハム株式会社」に名称変更）の株式を取得し、100%子会社化
2021年 3 月	米久ケンコーハム株式会社の事業を米久株式会社に譲渡し清算
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2025年 6 月（予定）	監査等委員会設置会社へ移行

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社52社、関連会社 9 社で構成され、食肉加工品（ハム・ソーセージ、調理加工食品）及び食肉等の製造販売を主として事業活動を展開しております。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

（加工食品事業）

加工食品事業部門は、主にハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売を行っております。

主な関係会社：当社、伊藤ハム㈱、米久㈱、伊藤ハム販売㈱、

伊藤ハム米久プラント㈱及び伊藤ハム米久フーズ㈱

（食肉事業）

食肉事業部門は、主に食肉及び調理加工食品の製造・販売を行っております。

主な関係会社：当社、米久㈱、伊藤ハムミート販売東㈱、伊藤ハムミート販売西㈱及びANZCO FOODS LTD.

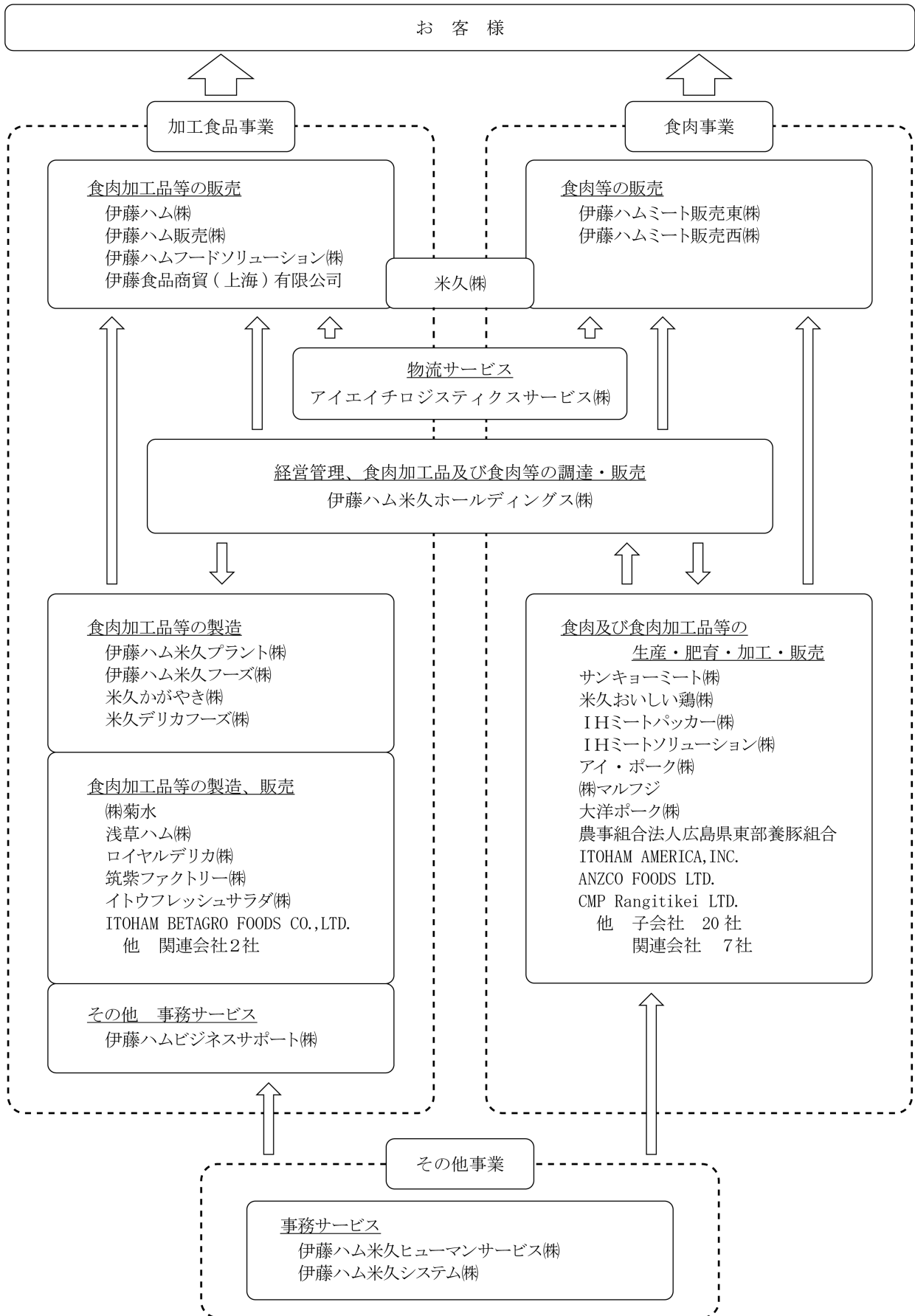
（その他事業）

その他事業部門は、子会社 2 社で構成され、事務代行サービス業などを行っております。

主な関係会社：伊藤ハム米久ヒューマンサービス㈱及び伊藤ハム米久システム㈱

事業の系統図は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 伊藤ハム㈱ (注) 6	兵庫県西宮市	400	加工食品 事業	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸、資金の貸借。 役員の兼任あり。
米久㈱ (注) 3, 6	静岡県沼津市	400	加工食品 事業 及び 食肉事業	100	経営管理、業務委託、不動産 の賃貸、資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハム米久ヒューマンサー ビス㈱	兵庫県西宮市	30	その他	100	当社人事・庶務等に関する事 務代行業務を行っている。 資金の貸借。
伊藤ハム米久システム㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社情報システムの開発・運 用等の業務支援を行ってい る。 資金の貸借。
アイエイチロジスティクスサ ービス㈱	兵庫県西宮市	90	加工食品 事業 及び 食肉事業	100	資金の貸借。
伊藤ハム米久プラント㈱ (注) 3	千葉県柏市	90	加工食品 事業	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハム米久フーズ㈱	兵庫県西宮市	90	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハムフードソリューション ㈱	東京都目黒区	100	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハム販売㈱ (注) 6	兵庫県西宮市	90	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
㈱菊水	北海道江別市	180	同上	96.52	資金の貸借。
浅草ハム㈱	東京都台東区	125	同上	100	資金の貸借。
イトウフレッシュサラダ㈱	東京都目黒区	80	同上	100	資金の貸借。
筑紫ファクトリー㈱	北九州市 八幡西区	45	同上	100	資金の貸借。
ロイヤルデリカ㈱	群馬県高崎市	98	同上	100	資金の貸借。
伊藤ハムビジネスサポート㈱	兵庫県西宮市	30	同上	100	資金の貸借。
米久かがやき㈱	埼玉県 春日部市	250	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
米久デリカフーズ㈱	静岡県沼津市	430	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハムミート販売東㈱ (注) 3, 6	東京都目黒区	90	食肉事業	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
伊藤ハムミート販売西㈱ (注) 3, 6	兵庫県西宮市	90	同上	100	資金の貸借。 役員の兼任あり。
サンキョーミート㈱ (注) 3	鹿児島県 志布志市	230	同上	100	資金の援助。 役員の兼任あり。
I Hミートソリューション㈱	東京都目黒区	80	同上	100	資金の貸借。
I Hミートパッカー㈱	青森県 十和田市	90	同上	100	資金の貸借。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
米久おいしい鶏(株)	鳥取県東伯郡 琴浦町	290	食肉事業	100	資金の貸借 役員の兼任あり。
アイ・ポーク(株)	群馬県前橋市	155	同上	100	資金の貸借
(株)マルフジ	東京都港区	100	同上	100	資金の貸借
大洋ポーク(株)	広島県三原市	100	同上	100	資金の貸借
農事組合法人広島県東部養豚 組合 (注) 5	広島県世羅郡 世羅町	50	同上	0 [100]	債務保証あり。
伊藤食品商貿(上海)有限公司	中国上海市	(U S \$ 2,450千)	加工食品 事業	100 (100)	役員の兼任あり。
ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	LOPBURI THAILAND	(T H B 172百万)	同上	53 (53)	役員の兼任あり。
ITOHAM AMERICA, INC.	SIOUXCITY IOWA U. S. A.	(U S \$ 17,700千)	食肉事業	100 (100)	—
ANZCO FOODS LTD. (注) 3, 6	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 59,364千)	同上	100 (100)	債務保証あり。
CMP RANGITIKEI LTD. (注) 3	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 70,000千)	同上	100 (100)	—
その他20社	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は被 所有割合 (%)	関係内容
持分法適用関連会社 (株)ジャパンデリカ	香川県高松市	23.5	加工食品 事業	40.43	—
サンキョー食品(株)	神戸市兵庫区	10	食肉事業	30	—
(株)メイショク	神戸市兵庫区	48	同上	30	—
坂元ファーム(株)	鹿児島県 鹿屋市	10	同上	45 (45)	—
INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	(U S \$ 20,000千)	同上	20 (20)	債務保証あり。
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	BANGKOK THAILAND	(T H B 1,833百万)	その他	25	債務保証あり。
その他3社	—	—	—	—	—
その他の関係会社 三菱商事(株) (注)2	東京都 千代田区	204,446	総合商社	被所有 41.16	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券報告書を提出しております。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で記載し、[]内は、緊密な者の所有割合を外数で記載しております。
5. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としております。
6. 伊藤ハム(株)、米久(株)、ANZCO FOODS LTD.、伊藤ハム販売(株)、伊藤ハムミート販売西(株)及び伊藤ハムミート販売東(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	伊藤ハム(株)	米久(株)	ANZCO FOODS LTD.
(1) 売上高 (百万円)	152,931	191,626	160,986
(2) 経常利益 (百万円)	6,697	4,039	1,786
(3) 当期純利益 (百万円)	5,833	2,703	1,484
(4) 純資産額 (百万円)	27,163	20,014	13,991
(5) 総資産額 (百万円)	83,796	35,068	70,327

	伊藤ハム販売(株)	伊藤ハム ミート販売西(株)	伊藤ハム ミート販売東(株)
(1) 売上高 (百万円)	124,421	158,573	149,800
(2) 経常利益 (百万円)	1,454	3,932	2,173
(3) 当期純利益 (百万円)	895	2,579	1,422
(4) 純資産額 (百万円)	5,771	6,722	3,602
(5) 総資産額 (百万円)	18,951	22,439	19,106

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
加工食品事業	4,610 (5,882)
食肉事業	3,046 (3,806)
報告セグメント計	7,656 (9,688)
その他	71 (16)
全社共通ほか	199 (39)
合計	7,926 (9,743)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社の管理部門に所属している従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
866 (157)	42.0	16.2	7,262,150

セグメントの名称	従業員数（人）
加工食品事業	269 (51)
食肉事業	398 (67)
報告セグメント計	667 (118)
全社共通ほか	199 (39)
合計	866 (157)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算出にあたっては、子会社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年間給与は、出向元である子会社で支給された年間給与、賞与及び時間外勤務手当等を合計したものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには当社及び国内連結子会社14社の労働組合1団体が組織されております。2025年3月31日現在の組合員数は4,984名であり、労使関係は円満であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当連結会計年度の多様性に関する指標は、以下のとおりです。

・女性活躍推進法、育児・介護休業法に基づく開示

当事業年度					
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%)	男性の 育児休業 取得率 (%)	男女の賃金の差異(%)		
			全労働者	うち従業員	うち臨時雇用 者(パートタ イマー含む)
伊藤ハム米久ホールディングス(株) (当社)	10.6	66.7	58.7	61.3	74.1
伊藤ハム(株)	6.5	78.3	72.1	73.2	58.7
米久(株)	5.2	44.4	67.5	72.4	61.7
アイエイチロジスティクスサービス(株)	2.1	33.3	56.6	67.4	72.9
伊藤ハム米久プラント(株)	3.4	77.8	70.6	74.0	94.1
伊藤ハム米久フーズ(株)	3.4	50.0	76.8	70.0	95.5
伊藤ハムフードソリューション(株)	4.5	0.0	45.8	71.5	84.4
伊藤ハム販売(株)	0.0	50.0	52.3	61.2	65.9
(株)菊水	10.0	20.0	52.4	86.1	75.7
ロイヤルデリカ(株)	4.3	66.7	78.0	77.1	103.9
米久かがやき(株)	0.0	—	70.3	78.5	87.8
伊藤ハムミート販売東(株)	2.8	0.0	61.3	62.2	70.5
伊藤ハムミート販売西(株)	0.0	11.1	51.8	57.0	67.4
サンキョーミート(株)	0.0	60.0	78.7	78.6	81.7
I Hミートソリューション(株)	7.1	0.0	64.7	73.4	82.1
I Hミートパッカー(株)	0.0	0.0	73.6	68.7	89.9
米久おいしい鶏(株)	18.8	66.7	80.0	88.0	91.7

(注) 1. 集計対象は、各社在籍者としており、出向者については出向元会社の従業員として集計しております。

2. 「男性の育児休業取得率」については、育児・介護休業法に基づき、次の計算方法で算出しております。

育休等を取得した男性従業員の数／配偶者が出産した男性従業員の数

3. 「男女の賃金の差異」については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。上記の全ての会社において、性別による賃金体系や人事制度上の違いはありませんが、臨時雇用者(パートタイマー等)における女性比率の高さなど、従業員資格や等級別の人数構成に男女差があることから賃金の格差が生じております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、下記に掲げるグループ理念のもと、ビジョンの実現を目指し、各行動指針に基づいた活動を推進することで、事業を通じて企業の社会的責任を果たし、真に信頼されるグループとなるべく企業価値の更なる向上を図ってまいります。

〈グループ理念〉

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

〈ビジョン〉

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

〈行動指針〉

- ・安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、2026年度 経常利益300億円、ROIC5.8%、ROE6.6%を定量目標としています。また、長期目標として2035年度 経常利益500億円を掲げています。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、2035年度に向けた「長期経営戦略2035」及び直近3ヶ年における「中期経営計画2026」を策定し、これを推進しております。

①長期経営戦略2035

成長投資による利益拡大と収益力の持続的向上を両輪として飛躍的成長を目指し、DXとサステナビリティを中心に、その成長を支える経営基盤を強化します。

「成長投資による利益拡大」

- ・国内バリューチェーン価値の最大化

成熟市場で勝ち抜くため、業界における相対優位なポジショニング形成を目指す。全体最適に向けて、工場再編や最適配置を実行。

- ・海外事業の成長加速、成長事業の展開

海外事業や成長事業への投資を促進し、伸長する需要取り込みによる利益拡大を目指す。長期的視点でフードロス削減やたんばく質の安定供給に向け、冷凍食品事業や未来の食の開発へ領域を拡大。

「経営基盤」

- ・DXによる効率化、変革

国内就労人口漸減は当社も抱える課題であり、その解決にDXを活用し、業務効率化と売上向上を同時に達成。全社コミットメントとして公的認定を取得。

- ・サステナビリティ

事業を通じ、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェアへの配慮に取り組み、持続可能な社会への貢献。

②中期経営計画2026（以下、「本中計」という。）

基礎収益力の底上げに取り組み、創出したキャッシュを原資に、安定的な株主還元と成長投資を両立させ、飛躍的成長に繋げていきます。

「基礎収益力の底上げ」

加工食品事業

- ・多様なニーズに応える品揃え、それを活かした営業・販売手法による販売増。
- ・外部環境に応じた価格改定と継続的な内部コスト削減による早期の収益回復。
- ・静岡県三島市に新工場を建設中、2026年度下期稼働開始予定。

食肉事業

- ・日本全国の営業網とANZCO Foodsの世界に広がる販売網を活かした販売強化。
- ・食肉商品の付加価値化とリスク管理の高度化による利益率向上。
- ・2024年度十和田ビーフプラント稼働開始。2025年度輸出認定取得。

「経営基盤」

- ・持続可能な物流体制の構築

社外協業先との連携を強め、持続可能な物流体制を構築。拠点の再配置を進め、政府目標のトラック積載率10%向上を目指す。

- ・人的資本への取り組み

新しい価値の創造と変革に向け自律的に挑戦する人材の育成と多様な価値観を尊重し、挑戦と成長を支援する風土醸成を進め、従業員エンゲージメント向上を企業価値向上に繋げる。マテリアリティの新たなK P Iとしてエンゲージメントスコアを設定、その改善を役員報酬に組み入れ。

「財務戦略」

- ・株主還元

安定した株主還元を重視し、業績変動の影響を受けにくいD O E（株主資本配当率）を指標に導入。中間配当の実施。

- ・キャッシュ・フロー・アロケーション

本中計3ヶ年の営業キャッシュ・フローは累計で800億円となる見通しであり、財務レバレッジ活用の上、株主還元380億円（内、経営統合10周年記念配当100億円）、投資に850億円を投じる予定。また、現時点で予定していない成長投資やM&A等の投資機会も積極的に検討する方針。

- ・資本コストを意識した経営

本中計で基礎収益力の底上げ、R O I Cを指標とした事業管理の推進、最適な財務レバレッジの追求に取り組むことにより、R O Eを向上。また、成長投資による利益拡大、持続的成長を支える経営基盤の強化に取り組む。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、グループ理念「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」に基づき、持続可能な社会の実現に貢献することをサステナビリティの基本と考えています。その実現に向けて「7つのマテリアリティ」を特定し、長期経営戦略2035では、サステナビリティを、成長を支える経営基盤の一つと位置づけ、事業を通じた社会課題の解決に努めています。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループのサステナビリティに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ委員会での審議を経て取締役会にて審議、または報告がされています。

当社のサステナビリティ委員会は、常務執行役員管理本部長が委員長を務め、各事業部門の関連する責任者及び社外有識者が委員として参加しており、社外の知見も得られる体制を整えています。サステナビリティ委員会は年4回程度開催しており、マテリアリティ、気候変動対応、人権デュー・ディリジェンス、アニマルウェルフェア対応、ステークホルダーエンゲージメント等のテーマを中心に審議しています。

更に、2023年4月から、事業部門と連携してサステナビリティの取り組みを進めるための専門組織であるサステナビリティ推進室を社長直轄組織である経営戦略部の傘下とし、全社の経営戦略と連携を一層推進する体制を構築しています。また、サステナビリティ推進室と各事業部門・部署とを繋ぐため、各事業部門及び関連するコーポレート各部署にサステナビリティ推進委員を任命し、サステナビリティへの取り組みをグループ全体で加速させる体制としています。

(2) リスク管理

当社では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を全社的なリスクマネジメントプロセスの中で管理しています。サステナビリティ関連を含む経営上のリスクについては、年に1回全社的なリスクマップの見直しを実施しています。具体的には、発生可能性と当社事業への損失影響度から定量的に評価を行い、当社事業にとっての重要リスクを選定し、取締役会にて分析・最終評価する仕組みとなっています。特定された重要リスクについては、対応策を策定・実行するため、リスク毎に管理責任者及び担当部署責任者を設定しています。担当部署責任者は、管理責任者の指示の下、各リスクに関連する情報収集、ステークホルダーや専門家との意見交換、コンサルタントとの検討等に基づくリスクの分析や対応策の検討を行っています。また、対応策を実行するため、当社グループ会社や関係部署にリスクや対応策の周知や教育等を実施しています。

サステナビリティ関連リスク及び機会については、経営戦略部長が管理責任者、サステナビリティ推進室が担当部署となり取り組みを進めています。

特に気候変動関連リスク及び機会については、シナリオを設定してリスクを分析・評価する方法を活用しており、サステナビリティ委員会にてリスク評価を行い、必要な対応策について審議しています。分析・評価結果は、全社プロセスに統合され、他の経営上のリスクと一体となって管理されています。

(3) 戦略／指標及び目標

①気候変動に関する取り組み

戦略

当社は、畜産物及び畜産加工品を取り扱う事業を展開していることから、気候変動に伴う気温上昇による家畜への影響や自然災害の激甚化によるオペレーションの中断等に加え、社会の脱炭素化の流れの中で進む畜産品の需要低下等、当社事業が気候変動により様々な影響を受ける可能性があることを認識しています。このような状況下、その発生可能性に拘わらず、あらゆるシナリオを想定して当社事業にとってのリスク及び機会を把握し、その対応策を検討することは当社事業の持続可能性を高める上で有用であると考え、2021年度にTCFD提言に則った分析を開始しました。

当社は、FAO（Food and Agriculture Organization of the United Nations、国連食糧農業機関）が発行するThe future of food and agriculture-Alternative pathways to 2050やIEA（International Energy Agency、国際エネルギー機関）のWorld Energy Outlook 2021の各気候シナリオを参照しながら、当社事業にとってのリスク・機会を評価し、対応策の検討を実施しました。

当社事業に大きな影響を及ぼし得る気候変動関連リスクとして、当社が事業を行う国・地域においてカーボンプライシングが導入された場合、特に1.5℃シナリオ下においては大きなコスト負担となる可能性があります。これに

対し、当社は、当社グループの温室効果ガス（GHG）排出量を2030年度までに半減（2016年度比）、2050年ネットゼロとする削減目標を掲げ、GHGの排出削減に取り組んでいます。具体的には、当社グループ生産拠点における太陽光発電設備の導入を含めた再エネ電力の調達を推進しています。引き続き着実にGHG削減を進めると共に、更に削減を促進するため、社内炭素価格を活用した投資案件の選別を2025年度より開始する予定です。

また、2℃シナリオ下においては、先進国を中心に環境負荷の低い食品への需要シフトが起こると見込まれ、食肉消費量が中長期的に大幅に減少すると、これに伴いハム・ソーセージなどの当社の畜産品の需要も減少すると考えられ、中・長期的に当社加工食品事業の売上に大きな影響を及ぼし得るものと認識しています。当社は、畜産品の需要減少に対する対応策として、植物性たんぱく質製品の開発・販売を既に進めています。さらに、培養肉をはじめとしたその他代替たんぱく質の研究開発、調理加工品などの売上拡大の検討を進めていきます。

一方で、2℃シナリオにおいては、環境意識の高まりを受け、環境負荷の低い代替肉の生産量が世界的に増加することが見込まれます。こうした環境下、植物性たんぱく質製品を取り扱う当社にとっては中・長期的に売上増加を見込むことができる大きな事業機会となり得ます。当社は、代替肉の中でも植物由来の大豆ミート商品の発売を2020年から開始しており、今後も継続してラインアップを拡充すると共に商品の定着を図っていきます。

上記の分析結果を事業環境分析に用いながら、今後の当社事業戦略に反映していきます。

指標及び目標

当社グループでは、気候変動への対応として以下のGHG排出削減目標（Scope1, 2）を策定し、達成に向けて取り組みを進めています。

目標

2030年度 2016年度比半減

2050年 ネットゼロ

目標に対する進捗（GHGプロトコルに基づいて算定）

	2016年度実績 (千トン-CO2)	2023年度実績 (千トン-CO2)
Scope1	193	190
Scope2	182	167
合計	375	357

(注)2024年度実績は集計中となります。

②人的資本に関する取り組み

戦略

(a)人材の多様性の確保を含む人材育成の方針および取り組み

当社は、従業員一人ひとりの多様な視点や価値観を活かしながら、積極的に変革に挑戦し続けていくことが企業の競争力や成長力を高める源泉であると考えています。一方で、少子高齢化や労働人口の減少など、労働市場の不確実性は高まっており、従業員の価値観や働き方も多様化する中で、従業員が働きやすく、自律的に成長できるような環境を醸成していくことも重要な課題であると認識しています。このような観点から、長期的な人材育成を基本に据えながら、多様性や価値観を尊重し、持続的な挑戦によって個人のキャリア形成が自律的にできるよう支援していくことを人材育成の基本方針としています。

具体的な施策としては、男性の育児休暇取得や育児支援策を推進・拡充し、介護についても社内制度や公的支援などの関連する情報提供を充実させることにより、従業員が安心して働き、その能力を存分に発揮できる仕組みを整えていきます。また、テレワーク環境の整備やフレックスタイム制度の活用を推し進め、多様な働き方に対応していくとともに、既存のF A制度や公募制度に加えて副業や自己啓発支援制度の拡充を進めることで、新しい価値を創造し、変革に向けて自律的に挑戦する人材の育成とそれを支援する風土の醸成を目指していきます。

(b)人材採用方針および取り組み

当社では、国籍や性別を問わず応募者の適性や能力を重視した公正公平な採用活動の方針としています。加えて、多様性の確保という視点においては管理職や係長級における女性比率の向上を目指し、定期学卒採用およびキャリア採用における女性比率の拡大を推進しております。さらに変革の激しい時代に、既成概念を打破し新たな価値を創造していくためにもキャリア採用を継続し、年齢を問わず事業運営のニーズに合った専門性の高い中核人材の確保・育成に努めてまいります。

(c) 従業員の安全・健康に関する方針および取り組み

当社は、当社の事業に関わるすべての方々が安全に安心して働くことができる職場環境を実現することを労働安全衛生の基本方針としています。

具体的には、当社グループの財産である従業員の安全衛生、健康維持に配慮した取り組みを下記の通り行っています。これらは安全な職場環境づくりのために労働安全衛生法など関連する法令を遵守するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方に準拠した形で進めています。

安全衛生については、各事業所に安全衛生委員会などを設置し情報の共有化を進めています。中でも最大の課題である労働災害防止では、入職時安全教育の徹底、定期的な職場安全教育、日頃からの職場巡視やリスクアセスメントなどを計画的に実施しています。加えて、従業員一人ひとりが安全衛生に向き合う活動として、危険予知トレーニングの実施や、ヒヤリハット報告への参加により事前の対策と危険の認識を深めるなど、積極的に取り組める職場環境の実現を目指しています。また外国人労働者に対しても適切な安全衛生教育を実施するため、教育資料や掲示物など多言語対応に取り組んでいます。健康維持に関しては、定期健康診断・ストレスチェック（多言語対応）の実施に加え、グループの全従業員およびその家族が24時間使用できる「セーフティネットなんでも相談窓口（電話・メール受付・多言語対応）」を設け、いつでも相談できる体制を整えています。また、長時間労働、過重労働、メンタルヘルスなどについて従業員への産業医面談を実施し、グループ全体で健康障害の防止を図るための対策に取り組んでいます。

指標及び目標

目標

・エンゲージメントスコア 2026年度 60%（2024年度 48.0%）

※従業員サーベイの肯定的な回答率

・管理職の女性比率 2030年度 10%（2024年度 7.1%）

・係長級の女性比率 2030年度 20%（2024年度 14.0%）

・1人当たり年間有休取得率 2025年度 70%（2024年度 67.9%）

（注）管理職の女性比率、係長級の女性比率の指標の対象は国内グループ会社となります。

③人権尊重に関する取り組み

戦略

当社は、「人権の尊重は全ての判断や行動において根底をなすもの」との認識のもと、事業に関わる全ての人々の人権を尊重し、企業としての社会的責任を果たしていくために、「伊藤ハム米久グループ人権方針」を定めています。また、サプライチェーン全体で人権の尊重や環境への配慮等の取り組みが行われるよう「伊藤ハム米久グループ調達方針」及び「サプライヤー調達ガイドライン」を策定・開示しています。

さらに、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、このプロセスを事業活動に組み込み、継続的に実施しています。当社グループのサプライチェーン全体を通じた事業活動で発生する可能性がある優先的に取り組むべき負の影響を特定し、これらに対して防止・軽減策を講じると共に、その実効性の評価を行っています。この一つの手段として、外国人技能実習生が実習に従事している当社グループの拠点を巡回し、実習に係る実態を正確に把握することを通じて、引き続き人権への負の影響を防止・軽減する体制の整備及び運用の改善に努めています。また、当社サプライヤーに対してアンケート調査を実施し、サプライチェーンにおける人権に関する負の影響の状況把握と人権リスクの防止に努めています。

指標及び目標

目標

当社調達額の80%をカバーするサプライヤーに対して、サプライヤー調査を毎年実施

・サプライヤー調査実績

2024年度に当社調達額の80%をカバーするサプライヤーに対してサプライヤー調査を実施した結果、人権をはじめとした各課題について追跡調査を要するレベルのリスクは確認されませんでした。

3【事業等のリスク】

当社グループは、業績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクを発生可能性と影響度を勘案の上認識し、影響を最小化する仕組みの構築を図っています。特に重要なリスクとしては、世界的な原材料価格、穀物価格及びエネルギーコストの上昇や家畜伝染病の蔓延などがあげられますが、これらのリスクに対して適切に対応し、設定した課題に対する各種施策を着実に実行することによって、業績の向上に努めてまいります。

その他重要と思われるリスクとその対応方針は下表のとおりです。しかしながら、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、現時点では予見できない、若しくは重要とみなしていないリスクの影響を将来的に受ける可能性や、対策の不足による損害が発生する可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

リスクの内容	対応
<u>①市場動向に関するリスク</u> 経済情勢の変化による影響で消費活動が減退した場合、当社グループの商品に対する消費者の需要が低下する可能性があります。また、当社グループの取扱商品の一部が価格競争に陥ることにより、収益力が低下し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループでは、お客様及び社会の課題を解決する新たな価値を創造し、人々の豊かな食生活と健康に貢献することを目指しています。新たな食シーンの創造につながるような商品をスピーディに提案し、市場と需要の開拓を推進しています。
<u>②市況変動に関するリスク</u> 販売用食肉、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の原材料として、国内外より調達する畜産物において、相場変動や輸入豚肉、輸入牛肉を対象としたセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動及び入船の遅延、世界的な人口増加による食糧需給の逼迫、その他調達コストの大幅な上昇や仕入数量の制限の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。 また、製品に使用する副原料、包装資材及び電力や物流費等のコスト上昇、生産肥育事業における飼料価格の大幅な上昇が生じた場合も、同様に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、製造コスト低減のための継続的業務改革、商品や原材料の調達先分散化、製品や商品の適正在庫水準の維持、効率を意識した物流の集約、適正な販売価格の設定・変更等の施策を推進しています。また、仕入および販売に関するポジション管理を通じて、価格変動リスクの低減を図っております。具体的には、需給動向や市場価格の変動を踏まえた在庫水準の適正化、ならびに販売契約のタイミング調整等により、安定的な収益確保を目指しております。
<u>③金融市場の変化に関するリスク</u> 当社グループは、必要資金の一部を有利子負債で調達するとともに、原材料及び商品の一部を海外から調達しています。資金調達環境の悪化や金利負担額の増加、外国為替相場の変動による差損の発生等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、金利の変動リスクや調達の流動性低下リスクを軽減するため、コミットメントライン設定を行うなどの対策を講じています。また、為替相場の変動リスクを軽減するために、為替予約等でリスクヘッジをしています。

リスクの内容	対応
<u>④事業投資・設備投資に関するリスク</u> 当社グループでは持続的な事業成長のため、M&A及び老朽化対策を含む設備投資を継続的に実施していますが、投資判断時に想定しなかった、市場環境や経営環境の悪化により、保有する固定資産やのれんの投資額の回収が不能になった場合、減損処理が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、企業価値向上に資する重要な投資については、担当役員を委員長とする投融資委員会での慎重な審議を踏まえ、最終的に取締役会での決議を行っています。また、投資実行後も定期的に当初計画からの進捗状況の確認や、計画から乖離していた場合の対応の検証を行っています。
<u>⑤食品の安全性に関するリスク</u> 消費者への健康被害及び製品や商品の回収・廃棄が発生した場合、社会的信用の失墜やブランド価値の毀損により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、製品や商品の「安全・安心」の確保がお客様との信頼関係の礎と捉え、フードディフェンスやトレーサビリティの強化及び国際的な管理基準をもとにした厳格な品質管理体制を構築しています。また、安全衛生教育についても積極的に推進しています。
<u>⑥家畜の疾病に関するリスク</u> A S F（アフリカ豚熱）や鳥インフルエンザ、B S E（牛海綿状脳症）などの家畜の疾病が拡大した場合、国内外の食肉相場が大幅に変動して食肉の調達や販売に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。 また、自社農場や協力農場で家畜の疾病が発生した場合も、当該農場からの出荷停止等の実施により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、過去の家畜伝染病や疫病発生の経験を活かし、家畜の疾病に対応するマニュアルを整備し、対策に取り組んでいます。また、疾病発生時においても、迅速に代替調達が可能となるよう、複数地域・複数業者からの調達体制を構築・維持することで、供給リスクの分散を図っております。
<u>⑦物流・流通に関するリスク</u> 通信販売業態の普及による宅配物流の増加、労働人口減少に伴う運送ドライバーや荷役作業員の人手不足、働き方改革関連法における「時間外労働の上限規制」等の影響による輸送能力の不足、複合的な要因に起因した海上輸送の混乱、冷蔵や冷凍を要する食品・食材の輸入量増加による都市部での低温倉庫などのインフラの不足等により、適正なサプライチェーンが構築できなくなった場合、製品や商品を適時適切に供給できず、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、製品や商品を安全な状態で、迅速かつ安定的に店舗及び消費者に届けるという使命に基づき、受発注の精度向上や在庫管理の適正化、納品リードタイムの改善、積載効率の向上、定温輸送の厳格化、調達国の分散等、サプライチェーンに必要な物流体制の構築に取り組んでいます。
<u>⑧情報セキュリティに関するリスク</u> 当社グループは、調達、製造、物流、販売、財務等あらゆる業務において情報システムを活用しており、地震その他の自然災害、サイバー攻撃、ハードウェア・ソフトウェア・遠隔通信の欠陥・障害、新種のコンピュータウイルス感染、システム開発の遅延・失敗、不正アクセス等により、情報の漏洩、消失、情報システムの不具合等が生じる可能性があります。 これらの事由が生じた場合、多額の費用発生及び企業イメージの低下や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、情報システムの運用について、コンピュータウイルスの感染防止等やセキュリティ対策の実施、また、基幹システム及びデータ保管サーバーの二重化と分散設置による管理体制の強化等、予期せぬ障害や損壊に備えた厳重な対策を講じています。 また、情報の取り扱いについては、「情報セキュリティポリシー」のもと、個人情報や機密情報の安全管理と漏洩防止、情報セキュリティ遵守意識の維持・向上のための抜き打ち訓練等、様々なセキュリティ対策を実施しています。

リスクの内容	対応
<u>⑨事故などの安全上のリスク</u> 当社グループでは、安全を最優先として、事故防止に努めています。万一事故が発生した場合は、社会的信用の失墜、受注機会の喪失、損害賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、事故防止に関する教育を定期的実施し、安全意識の向上を図っています。また、安全衛生管理規程を定め、職場における従業員の安全と健康の確保に努めています。
<u>⑩人材の確保・育成に関するリスク</u> 更なる少子高齢化による若年労働者の確保不足や雇用環境の変化による人材流出、また、優秀な人材育成の遅れ等が生じた場合、企業としての競争力低下や製品や商品の供給力不足に起因した信用失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、人材は最も重要な資産であると捉え、従業員一人ひとりが持つ素質や能力を引き出し、最大限活かすことが組織の活力に繋がると認識し、多様な人材の採用、エンゲージメント向上に繋がる人事制度の整備や教育研修を推進しています。
<u>⑪人権に関するリスク</u> 当社グループ及びサプライチェーンにおいて、労働環境・安全衛生の悪化、ハラスメントや差別などの人権を侵害する行為が発生した場合には、当社グループに対する社会的な信用低下を招き、当社グループの商品供給や販売体制に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、事業に関わるすべての人々の人権を尊重し、企業としての社会的責任を果たしていくために伊藤ハム米久グループ人権方針を定めています。人権への負の影響の特定とその防止、軽減を目的に人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、プロセスを事業活動に組み込み、継続的に実施しています。
<u>⑫コンプライアンスに関するリスク</u> 役職員による法令違反を含むコンプライアンス上の問題や職場における重大なハラスメント行為、労働基準関係法令違反が発生した場合、社会的信用の失墜や風評により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、コンプライアンス委員会委員長に担当役員を指名し、その推進体制を整備・強化しており、定期的なトップメッセージの発信、コンプライアンス推進委員に対する定期講習や役職員に対する継続的な職場研修の実施等、コンプライアンス最優先の意識向上・浸透に積極的に取り組んでいます。また、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施しており、不正防止のための体制を整備しています。
<u>⑬内部統制システムの整備・運用に関するリスク</u> 内部統制システムが有効に機能しなかった場合、予期せぬ費用の増加や社会的信用失墜等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、内部統制システムに関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの体制整備・運用状況を常に評価し、法令遵守及び業務の適正の確保に努めています。
<u>⑭国内外の公的・法的規制の変化、権利侵害に関するリスク</u> 当社グループは、事業を展開する各国において、事業投資の許認可、国家安全保障またはその他の理由による輸出制限、関税や家畜の疾病等による輸出入規制の他、様々な規制の適用を受けています。 将来において、新たな法的規制等の制定や、権利侵害または被侵害の防止遅れや不能が発生した場合、その対応のための費用負担の増加および知的財産の喪失等により、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、関連法規の改正状況、リスクの迅速な把握及び法令遵守に万全の体制で臨んでいます。また、社内研修やコンプライアンス教育の実施を通じて、従業員の法令遵守意識と知的財産保護意識の向上を図るとともに、知的財産の出願・管理体制の強化により、第三者権利の侵害防止及び当社の技術・ブランドの保護を推進しております。

リスクの内容	対応
<u>⑮災害・紛争等による事業継続に関するリスク</u> 国内外の事業拠点において、大規模な地震や風水害、干ばつ、戦争、紛争、テロの発生、または大規模な火災等が発生した場合、若しくは事業拠点に大きな被害が及ばずとも従業員の人命確保を最優先として活動を停止させた場合、製品の製造や商品の供給に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、安全で安定した事業活動を維持するため、災害等に対する事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、代替製造や配送の準備、及び定期的な防災訓練等を実施しています。
<u>⑯感染症、疫病等に関するリスク</u> ヒトに対する未知の感染症や、その他影響が深刻な感染症が地球規模で拡大した場合、従業員の業務就労自粛による生産性の低下や世界的な経済活動の縮小に伴う消費低迷等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、過去の感染症や疫病発生の経験を活かし、感染症等に対する対応マニュアルを整備し、対策に取り組んでいます。
<u>⑰環境・気候変動に関するリスク</u> 事業活動に関して過失の有無に拘わらず、環境に関する法的、社会的責任を過去に遡及して負う可能性があります。また、将来環境に関する規制や社会的要求が強まることで、その対応のための人員や費用負担の増加や新たな環境税導入などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループは、環境理念及び環境行動指針に則り、その関連法令の更新を適切に把握しこれを遵守するとともに、資源・エネルギーを有効に活用し、環境に配慮した事業活動を行っています。 また、担当役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、推進体制を強化、整備しています。
<u>⑱レピュテーションリスク</u> ソーシャルネットワーキング（以下、ＳＮＳ）は誤った使い方をするとお客様や取引先のみならず、会社に多大な損害を与えるリスクがあります。当社グループにおいても、従業員による不適切な表現や、不適切な書き込み等がＳＮＳを通じて拡散した場合、また、当社製品やブランド、事業活動等について誤った投稿が拡散した場合、当社グループのブランドイメージや社会的信用の低下につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。	当社グループで、国内外におけるＳＮＳ等のモニタリングを行い、早期のリスク発見に努めており、事業及びブランドの活動に悪影響を及ぼすレピュテーションリスク事象が発生した場合は、迅速に対応すると同時に、必要に応じて、情報や企業姿勢を公表する等、当社グループの評判・信用の維持に努めています。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて4,438百万円増加し、467,009百万円となりました。これは主に、売掛金の減少及び退職給付信託返還による退職給付に係る資産の減少があった一方で、棚卸資産が増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて3,446百万円増加し、180,691百万円となりました。これは主に、買掛金が減少した一方で、長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて992百万円増加し、286,318百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

b. 経営成績

当連結会計年度の当社グループの経営成績につきましては、売上高は988,771百万円（前期比3.5%増）、営業利益は19,576百万円（同12.4%減）、経常利益は20,750百万円（同20.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,097百万円（同15.8%減）となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分方法を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分方法に基づいて記載しております。

<加工食品事業>

当連結会計年度の加工食品事業につきましては、売上高は400,872百万円（前期比2.4%増）となりました。経常利益は9,775百万円（同9.0%増）となりました。

<食肉事業>

当連結会計年度の食肉事業につきましては、売上高は587,883百万円（前期比4.2%増）となりました。経常利益は12,215百万円（同32.4%減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて2,336百万円減少（前期は558百万円増加）し、20,581百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により、資金は10,016百万円増加（前期は29,392百万円増加）しました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益の計上及び売上債権の減少であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加及び仕入債務の減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により、資金は20,642百万円減少（前期は16,014百万円減少）しました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により、資金は7,468百万円増加（前期は13,278百万円減少）しました。主な増加要因は、長期借入金の増加であり、主な減少要因は配当金の支払いであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前期比(%)
加工食品事業 (百万円)	223,811	101.2
食肉事業 (百万円)	195,379	104.9
報告セグメント計 (百万円)	419,190	102.9
その他 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	419,190	102.9

(注) 当社グループ製品の製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

b. 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分方法を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分方法に基づいて記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前期比(%)
加工食品事業 (百万円)	400,872	102.4
食肉事業 (百万円)	587,883	104.2
報告セグメント計 (百万円)	988,756	103.5
その他 (百万円)	15	96.9
合計 (百万円)	988,771	103.5

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

また、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載していますが、特に次の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

a. 棚卸資産の評価

当社グループの棚卸資産には一定期間保存する販売用食肉在庫があり、保存期間中における需給バランスの変化等の外部環境の影響により、その売価は畜産物相場の変動リスクにさらされております。

販売用食肉の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。この正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b. 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、発生した給付額、利息費用、年金資産の長期期待運用収益率、死亡率などの要素が含まれております。実際の結果がこれらの前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来の会計期間にわたって償却されるため、将来の退職給付費用に影響を及ぼす可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

◇連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
988,771	3.5	19,576	△12.4	20,750	△20.3	13,097	△15.8

原材料価格の高止まりや物流費の上昇が続く厳しい事業環境の中、食肉事業の販売単価上昇や加工食品事業の価格改定実施等により売上高は増加しましたが、食肉事業の減益の影響を受け、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに減少しました。

◇報告セグメント別の経営成績

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
加工食品事業	400,872	2.4	9,775	9.0
食肉事業	587,883	4.2	12,215	△32.4

<加工食品事業>

- ・ハム・ソーセージは、消費者キャンペーンのプロモーションを実施する等、家庭用主力商品の拡販に努め、調理加工食品は、消費者ニーズの多様化に対応した商品群の販売に努めたことから、いずれも売上高は増加しました。
- ・加工食品事業全体では、価格改定やコスト削減等の取り組みによる効果が原材料費、光熱費及び物流単価の上昇の影響等をカバーしたことから、増収増益となりました。

<食肉事業>

- ・国内事業は、牛肉・豚肉を中心とした販売単価の上昇、国産鶏肉の数量増加等により売上高は増加しましたが、消費マインドの低下による高価格帯の国産牛肉、輸入牛肉の販売数量減少、物流単価の上昇の影響を受け、減益となりました。
- ・海外事業は、アンズコフーズ社において、売上高は増加したものの人件費の増加及び光熱費の上昇、中国向け輸出の不振の影響等を受けた結果、減益となりました。
- ・食肉事業全体では、売上高は増加しましたが、事業環境は国内、海外ともに厳しい状況が続き、増収減益となりました。

◇今後の見通し

- ・国内経済は、雇用や所得環境の改善が見られるなか、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、米国の関税政策の影響による景気後退や為替変動リスク、国際的な原材料価格の高止まりによる物価上昇等が懸念され、先行き不透明な状況にあります。
- ・当業界においても、国際的な畜肉価格は高止まりしており、また、食品をはじめとする生活必需品の相次ぐ値上げにより消費停滞が懸念されています。
- ・当社は、原材料価格及びユーティリティコストの上昇等を背景とする原価上昇に対応した販売価格の適正化を進めるとともに、昨年度策定した「長期経営戦略2035・中期経営計画2026」に基づき、収益拡大に向けた国内バリューチェーンの強化や海外事業の成長加速を推進していきます。また、DXによる業務変革や効率化に加

え、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェア等、社会や環境に配慮した取り組みを実践することで、持続的成長と企業価値の向上に努めていきます。

- ・次期の連結業績は、売上高1兆300億円、営業利益265億円、経常利益275億円、親会社株主に帰属する当期純利益175億円を見込んでいます。
- ・中期経営計画2026において掲げた、DOE（株主資本配当率）3.0%以上かつ累進配当の配当方針に基づき、2026年3月期の普通配当は1株当たり145円（中間配当70円、期末配当75円）を実施予定です。また、2026年3月期に経営統合10周年を迎えるにあたり、総額約100億円となる1株当たり175円（第1四半期末85円、第3四半期末90円）の記念配当を実施します。これにより2026年3月期の1株当たり配当金の年間合計は320円となる予定です。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

海外子会社及び一部の国内子会社を除く当社グループではキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ資金の有効活用を実現しております。

2025年度における運転資金及び設備投資資金の調達 は 自己資金及び借入金並びに社債による調達を予定しております。

また、キャッシュ・フローの指標は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
自己資本比率（％） （注）1	61.5	61.1
時価ベースの自己資本比率（％） （注）2	49.2	50.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年） （注）3	1.5	6.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍） （注）4	16.2	4.4

（注）1. 自己資本比率：自己資本／総資産

2. 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

3. キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

4. インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

*各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

*株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

*キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

*有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

*利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

5 【重要な契約等】

当社は2016年4月1日付で、共に連結子会社である伊藤ハム株式会社及び米久株式会社との間で、また、2023年4月1日付で、連結子会社である伊藤ハム販売株式会社他23社との間で各社に対する経営管理業務に関し、それぞれ「経営管理業務委託契約」を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発につきましては、基礎研究を当社の中央研究所が中心に行い、商品開発を加工食品事業本部の商品開発部が中心となり、マーケティング部門と連携をとりながら新商品の企画立案、商品化を推進しております。

まず基礎研究活動の分野では、中央研究所において「安全・おいしさの価値強化」、「サステナビリティの実現に向けた新しい価値創造」を両輪として、企業の持続的成長と企業価値向上を果たすべく取り組みを進めております。

当期におきましては、上記2つの視点よりこれらに寄与するテーマを選定して取り組みを進めました。

「安全・おいしさの価値強化」

微生物制御に重点を置いた取り組みを進めております。食品変敗の原因菌を特定し汚染源を迅速に特定するための質量分析計を利用した微生物同定法の検討、および微生物検査における「培養法」の課題である迅速化を実現するため、変敗食品から直接菌種を同定する手法の確立に取り組んでおります。

「サステナビリティの実現に向けた新しい価値創造」

自社資源の有効活用によるサステナビリティ実現の視点から、未利用の畜産副産物および微生物の有効利用に関する研究を進めております。具体的には畜産副産物および微生物から機能性を有する成分を抽出し、機能性素材として利用するための製造法の検討を行っています。将来的にはこれら機能性素材を配合した機能性表示食品の上市を目指します。また、将来的な動物性タンパク質の安定供給を実現するため、牛肉由来の細胞を用いた培養肉製造技術の開発にも取り組んでおります。2023年には、当社、および大阪大学大学院工学研究科とTOPPANホールディングス株式会社との3者にて、大阪大学吹田キャンパス内に研究推進拠点として「培養肉社会実装共同研究講座」を開所し、更にこれに、株式会社島津製作所と株式会社シグマックスを加えた5者にて「培養肉未来創造コンソーシアム」を設立しました（2024年にZACROS株式会社が参加）。3Dバイオプリントによる培養肉製造技術の社会実装に向けて協業を進めております。

次に商品開発の分野では、2024年度の基本方針として

「既存商品の利益拡大に向けた恒常的な活動」

「販売カテゴリーの拡大を望む活動」

「新たな市場の獲得を目指すチャレンジ活動」

「工場稼働率向上を狙った活動」を掲げ中期経営計画の達成に貢献する製品づくりに取り組んできました。

組織体制に変更はなく、中央研究所、技術センターと連携し、新しい価値を創出するモノづくり、既存の収益改善のための施策、新しい技術の検討等スピード感をもって業務を推進しています。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,644百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において21,736百万円の設備投資を実施いたしました。なお、有形固定資産のほか無形固定資産への投資を含めて記載しております。

加工食品事業では、生産工場の新設、既存生産工場等の合理化、省力化及び設備の更新等で15,641百万円の設備投資を実施いたしました。食肉事業では、設備の更新等で5,763百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在										
会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
伊藤ハム米久ホールディングス(株) (注)2	本社 (東京都目黒区)	全社共通	システム 統合他	601	0	168 (4,340)	91	7,892	8,754	463 [60]

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在										
会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
伊藤ハム米久プラント(株) (注)3	柏工場 (千葉県柏市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,131	1,986	359 (55,783)	11	36	3,526	276 [321]
伊藤ハム米久プラント(株) (注)3	取手工場 (茨城県取手市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	2,350	2,104	2,697 (70,433)	24	20	7,198	105 [276]
伊藤ハム米久プラント(株) (注)3	東北工場 (宮城県栗原市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,218	1,514	196 (323,898)	18	61	3,009	270 [334]
伊藤ハム米久プラント(株) (注)4	富士工場 (静岡県 駿東郡長泉町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	502	573	334 (10,493)	3	12	1,426	83 [114]
伊藤ハム米久プラント(株) (注)4	夢工場 (静岡県沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	923	504	301 (2,700)	0	10	1,738	62 [64]
伊藤ハム米久フーズ(株) (注)3	豊橋工場 (愛知県豊橋市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	553	1,558	41 (47,600)	9	14	2,177	152 [276]
伊藤ハム米久フーズ(株) (注)3	西宮工場 (兵庫県西宮市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	508	1,543	80 (41,581)	24	32	2,190	261 [365]
伊藤ハム米久フーズ(株) (注)3	六甲工場 (神戸市東灘区)	加工食品 事業	加工品 製造設備	268	1,315	1,982 (19,988)	21	12	3,600	92 [101]
伊藤ハム米久フーズ(株) (注)3	九州工場 (佐賀県 三養基郡 基山町)	加工食品 事業	加工品 製造設備	612	1,047	88 (37,620)	33	41	1,823	205 [254]
伊藤ハム販売(株) (注)3	横浜営業所 他48営業所	加工食品 事業	販売設備	264	32	1,396 (7,242)	31	31	1,756	444 [159]
サンキョーミート(株)	有明工場 (鹿児島県 志布志市)	食肉事業	食肉処理 加工設備	1,987	708	91 (53,467)	34	74	2,895	190 [124]
米久かがやき(株) (注)4	本社工場他 (埼玉県 春日部市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	2,115	2,579	3,130 (68,844)	—	73	7,897	312 [369]
米久デリカフーズ(株)	本社工場他 (静岡県沼津市)	加工食品 事業	加工品 製造設備	1,426	778	580 (9,436)	—	34	2,820	122 [246]
米久おいしい鶏(株)	本社 (鳥取県 東伯郡琴浦町)	食肉事業	養鶏・ 食肉加工 設備	3,099	1,589	1,209 (505,616)	—	312	6,210	212 [135]

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ANZCO FOODS LTD. (注) 5	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND他	食肉事業	食肉加工 設備等	11,497	8,412	5,746 (16,210 千)	1,916	3,912	31,486	651 [2,658]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、生物資産並びに無形固定資産（のれんは除く）であり、建設仮勘定を含んでおります。
2. 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地並びにその他には同じく国内子会社の伊藤ハム㈱より賃借している物件を含んでおります。
3. 国内子会社の伊藤ハム米久プラント㈱柏、取手、東北工場及び伊藤ハム米久フーズ㈱豊橋、西宮、六甲、九州工場の建物及び構築物並びに土地、伊藤ハム販売㈱の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地並びにその他には同じく国内子会社の伊藤ハム㈱より賃借している物件を含んでおります。
4. 国内子会社の伊藤ハム米久プラント㈱富士、夢工場の建物及び構築物並びに土地、及び米久かがやき㈱の建物及び構築物には同じく国内子会社の米久㈱より賃借している物件を含んでおります。
5. 在外子会社のANZCO FOODS LTD. は同社子会社を含んでおります。
6. 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ経営会議において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における主な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。また、経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
伊藤ハム米久プラント ㈱新三島工場	静岡県 三島市	加工食品事業	生産工場の新設	29,000	7,609	自己資金 及び 借入金	2024年 3月	2026年度 下期

(2) 重要な設備の改修等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
伊藤ハム米久プラント ㈱東北工場	宮城県 栗原市	加工食品事業	生産設備の更新 及び改修工事他	2,097	35	自己資金 及び 借入金	2025年 3月	2026年 3月
ANZCO FOODS LTD. (注)	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND 他	食肉事業	食肉加工設備等の更新 及び改修工事他	4,555	1,729	〃	2024年 12月	2025年 12月

(注) ANZCO FOODS LTD. は、同社子会社を含んでおります。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年 3 月 31 日)	提出日現在発行数 (株) (2025年 6 月 24 日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	57,471,011	57,471,011	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	57,471,011	57,471,011	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年 6 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

伊藤ハム㈱が発行した第1回から第8回の新株予約権は、2016年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

なお、2023年6月23日開催の第7期定時株主総会の決議により、2023年10月1日付で株式併合（5株を1株）を実施いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、株式併合の内容を反映しております。

I 伊藤ハム米久ホールディングス㈱第1回新株予約権

決議年月日	2008年7月11日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム㈱ 取締役 9名 同 執行役員 12名 (注) 2
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,826 資本組入額 1,413 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム㈱における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム㈱における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム㈱及び米久㈱）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム㈱及び米久㈱）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わず、新株予約権者が2037年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2037年8月1日から2038年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅱ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第2回新株予約権

決議年月日	2009年7月17日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 9名 同 執行役員 11名 (注) 2
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2039年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,491 資本組入額 746 (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2038年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2038年8月4日から2039年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅲ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第3回新株予約権

決議年月日	2010年7月16日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 9名 (注) 2 同 執行役員 8名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2040年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,516 (注) 5 資本組入額 758
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2039年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2039年8月3日から2040年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

IV 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第4回新株予約権

決議年月日	2011年7月15日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 6名 (注) 2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2041年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,481 (注) 5 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2040年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2040年8月2日から2041年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

V 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第5回新株予約権

決議年月日	2012年7月20日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 6名 (注) 2 同 執行役員 6名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2042年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,531 (注) 5 資本組入額 766
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2041年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2041年8月7日から2042年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅵ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第6回新株予約権

決議年月日	2013年7月22日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 7名 (注) 2 同 執行役員 5名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2043年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,976 (注) 5 資本組入額 988
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2042年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2042年8月8日から2043年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅶ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第7回新株予約権

決議年月日	2014年7月18日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 6名 (注) 2 同 執行役員 3名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2044年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,071 (注) 5 資本組入額 1,036
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2043年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2043年8月5日から2044年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

Ⅷ 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第8回新株予約権

決議年月日	2015年7月17日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(名)	伊藤ハム(株) 取締役 5名 (注) 2 同 執行役員 7名
新株予約権の数(個) ※	4 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年4月1日～2045年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,266 (注) 5 資本組入額 1,633
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 7

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 伊藤ハム(株)における取締役会決議日であります。

2. 伊藤ハム(株)における取締役会決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。

4. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2044年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2044年8月4日から2045年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記6. に準じて決定する。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記8. に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記6. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

IX 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第9回新株予約権

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	280 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,600 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月9日～2046年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,556 (注) 3 資本組入額 2,278
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株とする。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2045年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、2045年8月9日から2046年8月8日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

X 伊藤ハム米久ホールディングス(株)第10回新株予約権

決議年月日	2017年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社子会社の取締役及び執行役員 26名
新株予約権の数(個) ※	300 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年8月8日～2047年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 4,731 (注) 3 資本組入額 2,366
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株とする。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社(伊藤ハム(株)及び米久(株))の執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合を除く。

②上記①に係わらず、新株予約権者が2046年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合は、2046年8月8日から2047年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注) 1	△10,000,000	287,355,059	-	30,003	-	7,503
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注) 2	△229,884,048	57,471,011	-	30,003	-	7,503

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 株式併合（5株を1株）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	24	25	314	191	57	48,764	49,375	—
所有株式数（単元）	—	56,204	5,184	305,245	55,948	321	147,000	569,902	480,811
所有株式数の割合（％）	—	9.86	0.91	53.56	9.82	0.06	25.79	100.00	—

(注) 1. 自己株式737,248株は、「個人その他」に7,372単元、「単元未満株式の状況」に48株含まれております。

2. 「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が88株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	23,155	40.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1丁目8-1	3,598	6.34
公益財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区下目黒1丁目8-1	2,400	4.23
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	2,055	3.62
公益財団法人伊藤文化財団	兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2-1	1,240	2.18
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,015	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	628	1.10
伊藤 功一	東京都千代田区	551	0.97
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	549	0.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	449	0.79
計	—	35,645	62.82

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。
2. 公益財団法人伊藤記念財団は、伊藤ハム㈱の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。
3. 公益財団法人伊藤文化財団は、伊藤ハム㈱の故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより兵庫県民の芸術文化に関する知識及び教養の普及向上に寄与することを目的として設立された公益法人であります。
4. 当社は、自己株式737千株を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 737,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 56,253,000	562,530	—
単元未満株式	普通株式 480,811	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	57,471,011	—	—
総株主の議決権	—	562,530	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株及び証券保管振替機構名義の株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
伊藤ハム米久 ホールディングス株式会社	東京都目黒区三田 1 丁目 6 番21号	737,200	—	737,200	1.28
計	—	737,200	—	737,200	1.28

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	984	3,942,600
当期間における取得自己株式	280	1,273,740

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	2,200	8,126,883	—	—
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	17,600	65,020,621	—	—
その他(単元未満株式の売渡し)	100	369,438	—	—
保有自己株式数	737,248	—	737,528	—

(注) 1. 当期間の株式数及び処分価額の総額には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しにより処分されたものは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに単元未満株式の買取りにより取得した株式数は含まれておりません。また、新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しにより処分された株式数は除かれておりません。

3. 保有自己株式数は、受渡日基準により記載しております。

3【配当政策】

当社は、中期経営計画2026において、DOE(株主資本配当率)3.0%以上かつ累進配当の配当方針を掲げております。当該方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、DOE3.1%となる1株当たり145円(中間配当70円、期末配当75円)の普通配当を実施しました。

2026年3月期の普通配当は1株当たり145円(中間配当70円、期末配当75円)を実施予定であり、年間普通配当のDOEは3.1%となる見込みです。また、2026年3月期に経営統合10周年を迎えるにあたり、総額約100億円となる1株当たり175円(第1四半期末85円、第3四半期末90円)の記念配当を実施します。これにより2026年3月期の1株当たり配当金の年間合計は320円となる予定です。

当社の剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって期末配当及び中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、上記の第1四半期末及び第3四半期末の記念配当は、会社法第124条第1項乃至第3項の規定に基づく基準日設定公告を行い実施する予定です。

内部留保資金につきましては、長期的展望に立ち持続的な成長を実現するために有効投資し、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月1日 取締役会決議	3,971	70
2025年5月22日 取締役会決議	4,255	75

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、事業の一環として社会課題の解決を図るために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた透明性の高い経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいいます。

当社は、この基本的な考え方に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する枠組みを示した「伊藤ハム米久ホールディングスグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

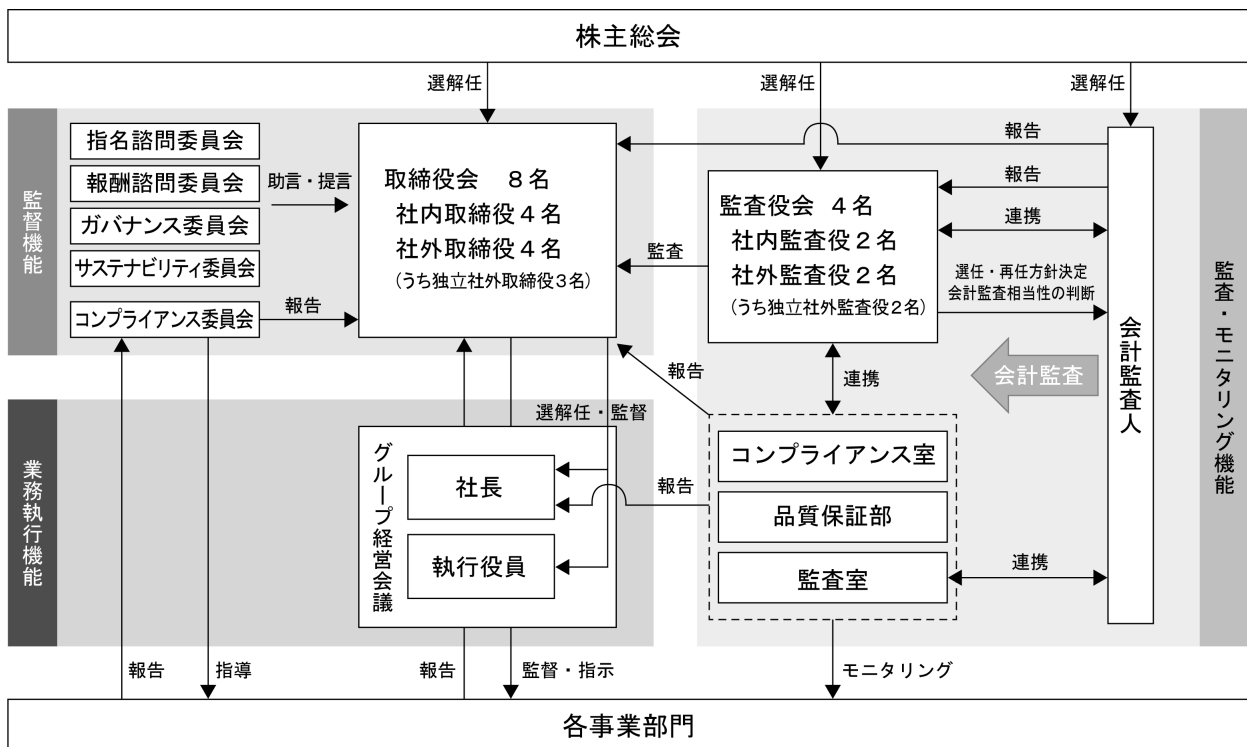
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 提出日現在の企業統治の体制

当社は、提出日（2025年6月24日）現在、監査役会設置会社を採用し、取締役会の独立社外取締役構成割合を3分の1以上とすることとしています。独立社外取締役は、各専門分野の見識と豊富な経験などを活用し、一般株主と利益相反が生じない独立した立場から経営判断を行うことで、取締役会の監督機能強化を図っています。

社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えています。

提出日（2025年6月24日）現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりです。



b. 定時株主総会後の企業統治の体制

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会における承認をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。これにより、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めていきます。

また、業務執行と監督との分離を促進するため、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に大幅に委任し、意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図るとともに、取締役会は、中長期の経営戦略やサステナビリティ、重要度の高い経営課題などを重点的に議論できる体制とします。

上記の取組みを行うことで、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現を図っていきます。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制を変更します。

・ガバナンス委員会と指名諮問委員会の統合

取締役会の実効性を高め、より最適なガバナンス体制を構築するため、ガバナンス委員会と指名諮問委員会を統合し、名称をガバナンス指名諮問委員会とします。

なお、ガバナンス指名諮問委員会と報酬諮問委員会は、引き続き独立社外取締役の構成割合を過半数とします。

・コンプライアンス委員会

コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス委員会を従来を取締役会への報告機関から取締役会の諮問機関へ引き上げます。

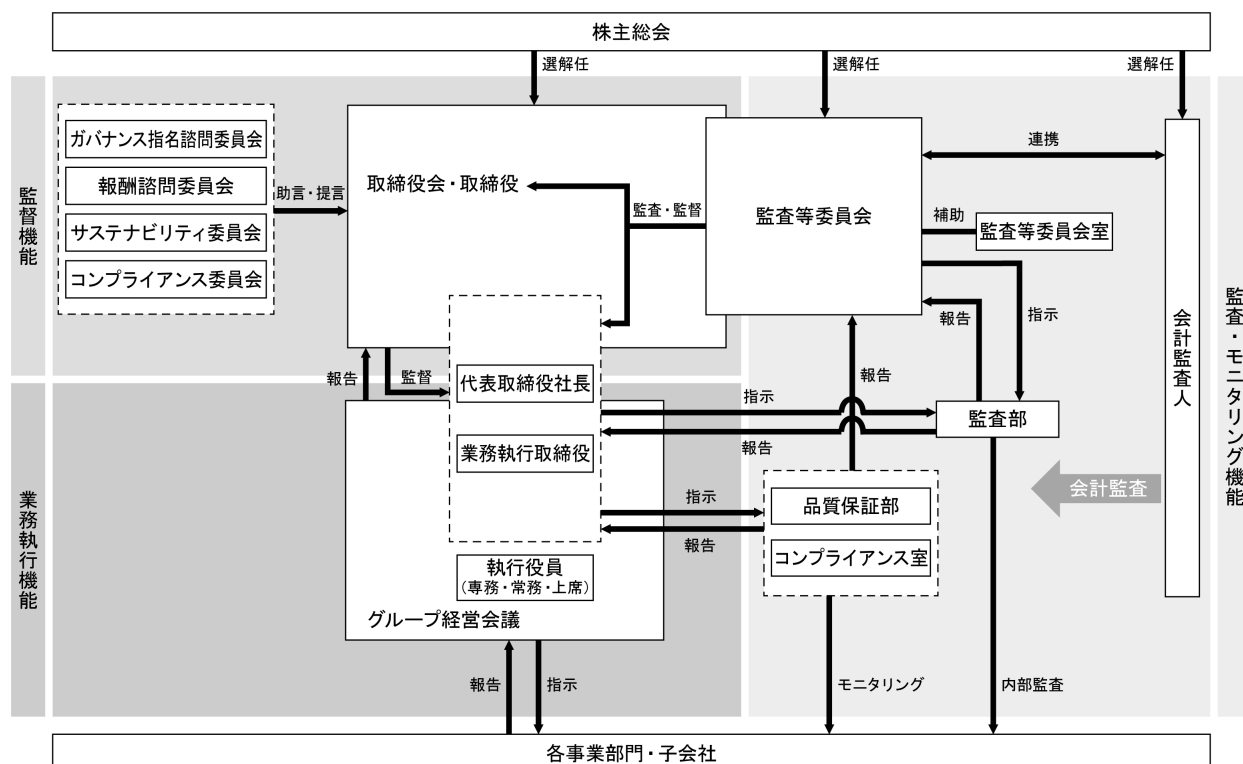
・監査等委員会室の設置

監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置します。また、監査等委員会室長は、専属スタッフとします。

・監査等委員会と監査部との連携強化

内部監査部門である監査室と内部統制の改善対応支援の役割を担う内部統制担当を統括する組織として監査部を新設します。監査部は、監査等委員会の監査の実効性を高める観点から監査等委員会直轄の組織とします。

2025年6月25日開催の第9期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が承認された場合の当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりです。



③取締役会・各諮問委員会・監査役会・監査等委員会の構成

a. 提出日現在の状況

提出日（2025年6月24日）現在における取締役会・各諮問委員会・監査役会の構成は、次のとおりです。

地位	氏名	取締役会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	ガバナンス委員会	サステナビリティ委員会	監査役会
代表取締役	宮下 功	◎	○	○			
取締役	伊藤 功一	○				○	
取締役	野澤 克己	○	◎	◎	◎	◎	
取締役	堀内 朗久	○				○	
社外取締役	大坂 祐希枝	○	○	○	○		
社外取締役	森本 美紀子	○	○	○	○	○	
社外取締役	西村 やす子	○	○	○	○		
社外取締役	小林 秀司	○					
常勤監査役	松崎 義郎	○					◎
常勤監査役	高橋 伸	○					○
社外監査役	梅林 啓	○					○
社外監査役	松村 浩司	○					○

(注) 1. ○は構成員、◎は機関の長（議長または委員長）を示しています。

2. サステナビリティ委員会は、上表の取締役のほか、執行役員2名を委員として選任しています。

b. 定時株主総会後の状況

2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会における承認をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行します。下表は、当該株主総会に上程する議案（決議事項）、当該株主総会後に開催予定の取締役会及び監査等委員会の議案（決議事項）の内容を含めて記載しています。

地位	氏名	取締役会	ガバナンス 指名諮問 委員会	報酬諮問 委員会	サステナ ビリティ 委員会	コンプラ イアンス 委員会	監査等 委員会
取締役会長	宮下 功	◎	◎	◎			
代表取締役	浦田 寛之	○					
取締役	伊藤 功一	○			○		
取締役	野澤 克己	○	○	○	◎	◎	
取締役	原田 健	○			○		
取締役 常勤監査等委員	高橋 伸	○	○				◎
取締役 常勤監査等委員	堀内 朗久	○				○	○
社外取締役 監査等委員	森本 美紀子	○	○	○	○		○
社外取締役 監査等委員	西村 やす子	○	○	○			○
社外取締役 監査等委員	松村 浩司	○	○	○			○
社外取締役 監査等委員	有松 晶	○	○			○	○

- (注) 1. ○は構成員、◎は機関の長（議長または委員長）を示しています。
2. サステナビリティ委員会は、上表の取締役のほか、執行役員2名を委員として選任します。
3. コンプライアンス委員会は、上表の取締役のほか、人事部長、品質保証部長及び社外弁護士を委員として選任します。

<代表取締役の異動について>

当社グループは、グループ理念とビジョンの実現に向けて、2035年度に向けた「長期経営戦略2035」及び直近3ヶ年における「中期経営計画2026」を推進しており、加えて、2025年6月には監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行によって、取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めていきます。

このような状況の中、経営の透明性確保を目的とする指名諮問委員会及び取締役会における慎重な審議の結果、監査等委員会設置会社への移行を含めた新たな経営体制のもとで持続的な成長とさらなる企業価値向上の実現を目指す最適なタイミングと判断し、浦田寛之氏を次期代表取締役社長に選任する予定です。

④最近事業年度における取締役会・各委員会の活動状況

a. 取締役会

i 概要

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しており、当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定並びに職務執行状況の監督を行っています。

なお、取締役会での決定を要しない業務執行及びその決定については、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、決裁権限規程に基づいてグループ経営会議及び執行役員に権限移譲しています。

2024年度の取締役会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 15回
- ・開催時間 平均1時間25分
- ・出席状況

地位	氏名	出席状況
代表取締役	宮下 功	100% (15回/15回)
取締役	伊藤 功一	93.3% (14回/15回)
取締役	堀内 朗久	100% (15回/15回)
取締役	野澤 克己	100% (12回/12回)
社外取締役	大坂 祐希枝	100% (15回/15回)
社外取締役	森本 美紀子	100% (15回/15回)
社外取締役	西村 やす子	100% (12回/12回)
社外取締役	小林 秀司	100% (12回/12回)
常勤監査役	松崎 義郎	100% (15回/15回)
常勤監査役	高橋 伸	100% (15回/15回)
社外監査役	梅林 啓	93.3% (14回/15回)
社外監査役	松村 浩司	100% (15回/15回)

(注)野澤克己氏、西村やす子氏及び小林秀司氏の出席回数は、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

・具体的な検討内容

長期経営戦略2035・中期経営計画2026 策定進捗、策定、取り組み進捗
株主還元施策（配当）
期初予算・期央予算、設備投資計画
決算
生産拠点再編・新工場建設、事業投資
監査等委員会設置会社への移行
取締役会実効性評価
コーポレート・ガバナンス報告書
事業リスクマップ
政策保有株式の保有状況検証
I R 取り組み
サステナビリティ取り組み
マテリアリティに対するK P I 見直し
贈収賄・腐敗行為防止ポリシー策定
エンゲージメント向上に関する施策
コンプライアンス浸透度調査結果・組織風土調査結果

2024年度は、決議事項52件、報告事項62件でした。

監査等委員会設置会社への移行に関連する事項は、取締役会で4回取り上げています。

なお、2024年度は、取締役会終了後、全取締役及び全監査役参加によるオフサイトミーティングを1回開催しました。オフサイトミーティングでは、経営人材育成について議論を行いました。

ii 取締役会実効性評価

当社は、自己評価による課題の明確化と対応の継続によって、最適なガバナンス体制を構築・維持することを目的として、毎年1回、9月から12月にかけて取締役会の実効性評価を行っています。

2024年度の実効性評価の結果の概要は、次のとおりです。

1. 評価プロセス

当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しています。

ガバナンス委員会は、前回（2023年度）の実効性評価を通じて抽出された課題への取り組み状況の評価、及び取締役会が役割と責任を実効的に果たしているかの評価を目的として、全取締役と全監査役に対して、8評価項目・20設問と自由筆記欄にて構成されるアンケート、及び独立社外役員にインタビュー・ヒアリングを実施しました。

評価項目は、次のとおりです。

- ①取締役会の構成
- ②取締役会の運営
- ③取締役会における議論
- ④取締役会による監督
- ⑤経営陣の選解任
- ⑥役員報酬
- ⑦株主との対話
- ⑧諮問委員会の構成・役割・運営

ガバナンス委員会では、アンケート回答、インタビュー・ヒアリングをもとに審議を行い、分析・評価結果のレポートを作成、レポートを取締役に提言し、取締役会にて議論を行いました。

2. 評価結果

(1) 評価結果の概要

一部の評価項目については取り組みを継続中ですが、前回の実効性評価により抽出された課題への対応が進み、取締役会の実効性は概ね確保されていると判断しました。

(2) 前回の重点テーマへの取り組み

前回の評価結果により抽出された課題のうち、4項目を重点テーマとし、取り組み強化を図りました。

重点テーマとその取り組み（2024年1月～2024年12月）の概要は、次のとおりです。

① 長期的な戦略と結びつけたサステナビリティ

- ・長期経営戦略2035の策定においては、取締役会や取締役会メンバーによるディスカッション（「オフサイトミーティング」といいます）で複数回議論を行いました。

長期経営戦略2035では、成長投資による利益拡大と収益力の持続的向上を両輪として飛躍的成長を目指し、DXとサステナビリティを軸にその成長を支える経営基盤を強化していくことを掲げています。

② 人的資本・知的資本について取締役会で議論

- ・人的資本については、取締役会やオフサイトミーティングで複数回議論を行いました。

中期経営計画2026では、「人的資本への取り組み」として、新しい価値の創造と変革に向け自律的に挑戦する人材の育成と、多様な価値観を尊重し挑戦と成長を支援する風土醸成を進めることで、従業員エンゲージメント向上を果たし企業価値向上に繋げていくことを掲げています。

③ 経営人材育成に関する議論の充実

- ・当社の経営人材育成について、オフサイトミーティングで取り上げ、指名諮問委員会委員長からの説明を踏まえた議論を行いました。

④「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」への取り組み

- ・当社の資本コストと資本効率性、PBRを比較分析し、(1)収益性・資本効率性と(2)将来の持続的な成長期待を課題と認識しています。

両課題に対し、中期経営計画2026に掲げる「基礎収益力の底上げ」「ROICを指標とした事業管理」「最適な財務レバレッジ」によってROEを向上、長期経営戦略2035に掲げる「成長投資による利益拡大」「持続的成長を支える経営基盤の強化」の着実な実行によりPERを改善することで、企業価値を向上させていきます。

(3)今後の重点テーマ

今回の取締役会実効性評価で抽出された課題のうち、次の3項目は取り組み強化を図っていくこととしています。

- ①人的資本に関する議論の深化、知的資本に関する議論
- ②「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の進捗状況分析
- ③指名諮問委員会の役割・構成、経営人材育成方針・後継者計画の見直し

今回の評価結果を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に努めていきます。

b. ガバナンス指名諮問委員会

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、ガバナンス委員会と指名諮問委員会を統合し、名称をガバナンス指名諮問委員会とします。

取締役、執行役員及び候補者の指名を通じた経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの体制とその運用の強化を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、設置します。

取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行います。

審議する事項
(1) 当社の取締役・執行役員の選任及び解任に関する議案
(2) 伊藤ハム㈱、米久㈱の取締役・監査役の選任及び解任に関する議案
(3) 前各号を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
(4) 後継者計画、経営人材育成計画の監督
(5) 取締役会の運営計画
(6) コーポレート・ガバナンス体制の構築
(7) その他前各号に関してガバナンス指名諮問委員会が必要と認めた事項

2024年度の指名諮問委員会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 5回
- ・開催時間 平均53分
- ・出席状況

	地位	氏名	出席回数
委員長（議長）	取締役	野澤 克己	100% （4回/4回）
委員	代表取締役	宮下 功	100% （5回/5回）
委員	社外取締役	大坂 祐希枝	100% （5回/5回）
委員	社外取締役	森本 美紀子	100% （5回/5回）
委員	社外取締役	西村 やす子	100% （4回/4回）

（注）野澤克己氏及び西村やす子氏の出席回数は、2024年6月26日の委員就任後に開催された指名諮問委員会のみを対象としています。

- ・具体的な検討内容

監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役会構成について
監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役の選解任基準の改定
長期経営戦略2035・中期経営計画2026を踏まえた取締役会が備えるスキルの改定
取締役候補者のスキル・マトリックス
代表取締役 候補者の選定
取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定
監査等委員である取締役候補者の選定
取締役の担当職務の変更
執行役員の選任・昇格、担当職務・範囲の決定
伊藤ハム㈱ 代表取締役社長・取締役・監査役候補者の選定
米久㈱ 代表取締役社長・取締役・監査役候補者の選定

2024年度のガバナンス委員会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 3回
- ・開催時間 平均1時間23分
- ・出席状況

	地位	氏名	出席回数
委員長（議長）	取締役	野澤 克己	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	大坂 祐希枝	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	森本 美紀子	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	西村 やす子	100%（3回/3回）

- ・具体的な検討内容

監査等委員会設置会社への移行に伴うコーポレート・ガバナンス体制の見直し
監査等委員会設置会社への移行に伴う重要な業務執行の決定の委任について
2023年度の取締役会実効性評価による改善計画実施状況の評価
2024年度の取締役会実効性評価方法
2024年度実効性評価結果を受けて課題の抽出、重点テーマの設定、及び改善計画の策定

c. 報酬諮問委員会

取締役の報酬などにかかる取締役会の機能の独立性・客観性を向上し、説明責任並びにコーポレート・ガバナンスの体制とその運用を強化することにより、経営の透明性の確保に資するため、設置しています。

取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

審議する事項
(1) 当社、伊藤ハム㈱、米久㈱（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、株式報酬ほか）に関する事項
(2) 当社グループの取締役、執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
(3) 当社グループの取締役、執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

2024年度の報酬諮問委員会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 3回
- ・開催時間 平均1時間5分
- ・出席状況

	地位	氏名	出席回数
委員長（議長）	取締役	野澤 克己	100%（2回/2回）
委員	代表取締役	宮下 功	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	大坂 祐希枝	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	森本 美紀子	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	西村 やす子	100%（2回/2回）

（注）野澤克己氏及び西村やす子氏の出席回数は、2024年6月26日の委員就任後に開催された報酬諮問委員会のみを対象としています。

- ・具体的な検討内容

2024年度役員報酬基準（役位別報酬、業績連動報酬算定基準）の決定
2024年度譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権支給額の決定
中期経営計画2026期間における業績連動報酬非財務（ESG）指標・評価方法の決定
2024年度役員業績連動報酬非財務評価の決定
業績連動報酬に係る個人評価結果の妥当性の確認
取締役監査等委員報酬設定案の確認
基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式の構成割合や役位別報酬基準の妥当性の検証

d. サステナビリティ委員会

サステナビリティ課題に対する当社グループの取り組みを推進することを通じて、持続可能な社会の実現と、当社グループの持続的成長を両立するため設置しています。

取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

審議する事項
(1) サステナビリティ推進の基本方針、戦略、取り組み計画の立案、及び計画の進捗モニタリング
(2) マテリアリティ（重要課題）の策定
(3) マテリアリティに対するKPI（主要取組み指標）の設定と進捗モニタリング

2024年度のサステナビリティ委員会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 3回
- ・開催時間 平均1時間33分
- ・出席状況

	地位	氏名	出席回数
委員長（議長）	取締役	野澤 克己	100%（2回/2回）
委員	取締役	伊藤 功一	66.6%（2回/3回）
委員	取締役	堀内 朗久	100%（3回/3回）
委員	社外取締役	森本 美紀子	100%（3回/3回）

（注）1. 上表には取締役の出席状況のみ記載しています。

2. 野澤克己氏の出席回数は、2024年6月26日の取締役就任後に開催されたサステナビリティ委員会のみを対象としています。なお、同氏は取締役就任前から委員を務めており、取締役就任までのサステナビリティ委員会の開催回数は1回で、同氏は出席しています。

- ・具体的な検討内容

2023年度マテリアリティ進捗
2024年度サステナビリティ施策の取り組み方針
GHG排出削減
アニマルウェルフェア
2024年度役員報酬非財務指標の評価

e. コンプライアンス委員会

当社は、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス委員会を従来の取締役会への報告機関から取締役会の諮問機関へ引き上げます。

当社グループの食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟、係争に関するリスクに対する管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価することを通じて、当社グループのコンプライアンスに関する方針に則り、内部統制機能の強化、永続的な企業価値の向上を図るため設置しています。

取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行います。

審議する事項
(1) コンプライアンス責任者会議が策定する、コンプライアンスに関する方針及び推進活動の基本計画、重点取組み事項の確認、評価
(2) 食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟、係争に関するリスクに対する管理状況の確認、運用状況の評価
(3) 前号で改善すべき重要な不備・欠陥があると評価・判断した事案に対するコンプライアンス責任者会議などに対する改善指示

⑤企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

i. 提出日（2025年6月24日）現在の状況

取締役会において決議している内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営目標の達成や事業活動にかかわるリスクを特定して分析・評価し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理体制を整備・運用する。
- (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、損害の発生及び拡大を防止し、これを最小化するための体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する決定・報告・審議等を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役に報告する。
- (4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各部門は、業務の適正を確保するための内部統制システムについて、関連する業務主管部局の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループ各部門は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、当社経理財務部の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (3) 当社は、内部統制室を設置し、当社グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

- (4) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。
 - (5) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
 - (6) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
- 当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- (1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。
 - (2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。
 - (3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。
8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。
 - (2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。また、コンプライアンス室は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。
 - (3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。
 - (5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

ii. 定時株主総会後の状況

2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会における承認をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、当該定時株主総会後の取締役会にて、内部統制システム基本方針を次のとおり改定決議する予定です。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化した企業倫理規範を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進委員及びコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営目標の達成や事業活動にかかわるリスクを特定して分析・評価し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理体制を整備・運用する。
- (2) 当社は、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を開催し、損害の発生及び拡大を防止し、これを最小化するための体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営戦略・経営課題、経営の基本方針及び経営上の重要事項の審議・検討・意思決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、業務執行取締役を主要構成員とするグループ経営会議を設置する。グループ経営会議は、取締役会から委任された重要事項等の審議・意思決定を行うとともに、取締役会に付議する当社グループの経営戦略・経営課題、経営の基本方針及び経営上の重要事項の審議・討議を行う。
- (3) 当社は、執行役員制度を導入し、経営責任の明確化及び意思決定と職務執行の迅速化を図る。執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況をグループ経営会議または取締役会に報告する。
- (4) 当社は、当社の「社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行の監督強化を図る。
- (5) 当社は、取締役会の諮問機関として、ガバナンス指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の候補者決定プロセス・報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する。両委員会は、独立社外取締役の構成割合を過半数とする。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各部門は、業務の適正を確保するための内部統制システムについて、関連する業務主管部局の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループ各部門は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、当社経理財務部の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。
- (3) 監査部監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。内部監査結果は、速やかに監査等委員会、代表取締役、取締役役に報告する。
- (4) 監査部内部統制担当は、当社グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。
子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
- (6) 当社は、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社に取締役または監査役として派遣し、業務の執行を監督・監査する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき組織・使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会室スタッフ」という。）を配置する。
- (2) 当社は、監査等委員会室スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査等委員会の同意を得なければならない。
- (3) 監査等委員会室は、監査等委員会の指揮命令のもとに監査等委員会の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会から情報の提供を求められた場合、これに応じる。
- (2) 監査部は、当社グループの内部監査結果を監査等委員会に報告する。
- (3) コンプライアンス室は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査等委員会に報告する。
- (4) 品質保証部は、当社グループ等の品質監査結果、品質トラブル事案を監査等委員会に報告する。
- (5) 当社グループは、監査等委員会に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。

9. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査等委員からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払または償還に応じる。
- (2) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査等委員の出席を確保する。また、監査等委員が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

b. コンプライアンス体制

当社グループは、「コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動」をコンプライアンス方針として掲げています。従業員として遵守すべき判断基準を示したコンプライアンス行動基準を「企業倫理規範」として整理し、全従業員への教育・研修などを通じて周知徹底を図っています。

また、定期的に当社の経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しています。

・コンプライアンス委員会

「④最近事業年度における取締役会・各委員会の活動状況」の「e. コンプライアンス委員会」に記載しています。

・コンプライアンス責任者会議

当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員を議長としたコンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。本会議では、コンプライアンス方針、活動計画の策定及びコンプライアンス委員会から改善を求められた事項やコンプライアンス事案の対応策・改善策の報告と検証を行っています。

・コンプライアンス推進委員制度

当社グループの各職場にコンプライアンス推進委員を設置しています。推進委員は教育・研修プログラムのもと、コンプライアンスに関わる知識の習得に努め、各職場においてコンプライアンスの推進、業務に関連する法令、社内規程等の周知徹底を図るなど、主体的な活動を行っています。

・内部通報制度

当社は、グループ全従業員を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける社内相談窓口として「社内ホットライン（コンプライアンス室）」、社外相談窓口として「社外ホットライン（社外弁護士）」を設置しています。各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」、社内ポータルサイトに案内しています。なお、各相談窓口の利用実績は、社内ポータルサイトに毎月1回周知しており、相談窓口の利用促進につなげています。また、内部通報規程において、相談内容の秘密厳守、通報・相談したことによる相談者への不利益な取り扱いの禁止について規定し、相談者の保護を図っています。

⑥責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合、新たに選任された監査等委員である取締役との間で同内容の責任限定契約を締結する予定です。

⑦補償契約の概要

当社は、取締役及び監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合、新たに選任された取締役との間で同内容の補償契約を締結する予定です。

⑧役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。また、被保険者は保険料を負担していません。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合、新たに選任された取締役も被保険者となる予定です。

⑨取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、監査等委員会設置会社移行に伴う「定款一部変更の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役は15名以内、そのうち監査等委員である取締役は7名以内とする旨、定款が変更となります。

⑩取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨を定款に定めています。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、監査等委員会設置会社移行に伴う「定款一部変更の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨、定款が変更となります。

⑪取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当など、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めています。これは剰余金の配当などを取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めています。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

c. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引などにより自己の株式を取得できる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためです。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。これは、適切な人材確保を容易にするとともに、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、監査等委員会設置会社移行に伴う「定款一部変更の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款が変更となります。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

a. 2025年6月24日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	宮下 功	1968年2月15日生	1990年4月 三菱商事(株) 入社 2002年8月 フードリンク(株) 取締役就任 2003年6月 (株)ジャパンファーム 取締役就任 2006年5月 三菱商事(株) 食肉事業ユニット 2007年5月 米久(株) 執行役員 経営企画室長就任 2008年5月 同 取締役常務執行役員就任 2013年5月 同 代表取締役社長就任 2016年4月 当社 代表取締役社長就任(現任) 伊藤ハム(株) 取締役就任 米久(株) 取締役就任	(注) 3	31,869
取締役 常務執行役員	伊藤 功一	1975年3月16日生	1997年4月 伊藤ハム(株) 入社 2006年7月 同 執行役員就任 2009年3月 同 食肉事業本部副事業本部長 2010年6月 同 取締役就任 2013年3月 同 取締役執行役員 加工食品事業本部フードサービ ス営業本部長就任 2016年4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board General Manager Strategy & Business Development 2018年4月 当社 上席執行役員就任 2019年3月 米久(株) 常務取締役 経営企画室長就任 2019年4月 当社 グループ海外事業担当 2020年4月 同 グループ食肉事業担当 伊藤ハム(株) 取締役 食肉事業本部長就任 2021年4月 同 取締役 加工食品事業本部副事業本部長 事業戦 略統括部長就任 2022年4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長就任(現任) 伊藤ハム(株) 代表取締役社長就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役常務執行役員就任(現任) 2023年4月 同 品質保証部担当(現任)	(注) 3	551,302
取締役 常務執行役員	野澤 克己	1965年3月29日生	1983年3月 伊藤ハム(株) 入社 2013年3月 同 経営戦略部経営企画室長 2014年3月 同 経営戦略部長 2016年4月 当社 経営企画部長 伊藤ハム(株) 執行役員就任 2017年2月 米久(株) 取締役常務執行役員 管理本部長就任 2018年4月 当社 執行役員就任 米久(株) 常務取締役 管理本部長就任 2022年4月 当社 管理本部副本部長、PMI推進室長 2023年4月 同 管理本部副本部長 経営戦略部経営企画室長 2024年4月 同 常務執行役員 管理本部長就任(現任) 経営戦略部経営企画室長 コンプライアンス担当(現任) 2024年6月 同 取締役就任(現任) 伊藤ハム(株) 取締役就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 2025年4月 当社 経営戦略担当(現任)	(注) 3	17,184

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	堀内 朗久	1960年6月6日生	1979年4月 2003年5月 2006年5月 2009年5月 2011年3月 2013年3月 2015年5月 2017年4月 2018年4月 2018年6月 2021年6月 2023年4月 2023年6月 2025年4月	米久(株) 入社 同 取締役就任 同 執行役員就任 同 常務執行役員就任 同 商品本部長 同 営業本部長 同 取締役常務執行役員就任 同 取締役専務執行役員就任 当社 常務執行役員就任 米久(株) 代表取締役社長就任 当社 取締役就任 同 常務執行役員就任 同 食肉事業本部長 伊藤ハム(株) 取締役就任 当社 取締役就任(現任) 同 食肉事業担当(現任)	(注) 3	12,938
取締役	大坂 祐希枝	1956年3月15日生	1978年4月 1994年9月 1997年9月 2016年5月 2018年11月 2020年6月 2021年6月 2021年11月 2023年12月	(株)日本短波放送(現(株)日経ラジオ社) 入社 東京メトロポリタンテレビジョン(株) 日本衛星放送(株)(現(株)WOWOW) (株)明光ネットワークジャパン 同 取締役就任 さくらインターネット(株) 社外取締役就任(現任) 当社 社外取締役就任(現任) (一社)カスタマーサクセス推進協会 代表理事就任 (現任) (一社)グローバル・アジェンダ 理事就任(現任)	(注) 3	—
取締役	森本 美紀子	1973年7月26日生	1996年4月 1997年3月 1998年4月 2000年7月 2014年9月 2015年5月 2018年1月 2021年2月 2023年6月	(株)日本総合研究所 入社 (公社)日本経済研究センター 出向 (株)日本総合研究所 長島・大野・常松法律事務所 在日パキスタン大使館 あすかアセットマネジメント(株) (現あいざわアセットマネジメント(株)) SDGパートナーズ(株) 執行役員就任 (株)karna 代表取締役就任(現任) 当社 社外取締役就任(現任) NECネットエスアイ(株) 社外取締役就任	(注) 3	—
取締役	西村 やす子	1968年6月4日生	1997年5月 2008年1月 2015年7月 2016年6月 2017年10月 2024年6月	司法書士登録 西村司法書士事務所 開業 司法書士法人つかさ 代表社員 (現任) (一社)日本中小企業経営支援専門家協会理事就任 (株)CREA FARM 代表取締役就任 (現任) (株)赤阪鐵工所 社外取締役 (現任) (株)ふじのくに物産 代表取締役就任 (現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	小林 秀司	1968年6月28日生	1992年4月 2011年12月 2015年12月 2021年4月 2023年4月 2024年4月 2024年6月	三菱商事(株) 入社 Agrex, Inc. President & CEO 三菱商事(株) 生活原料本部 穀物部長 同 食糧本部長 同 執行役員 食料本部長就任 同 執行役員 食品産業グループCEOオフィス室長就任(現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松崎 義郎	1958年7月2日生	1982年4月 1993年10月 2014年3月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2020年4月 2020年6月	伊藤ハム(株) 入社 伊藤ハム労働組合 中央執行委員長 伊藤ハム(株) 管理本部人事総務部長 同 執行役員就任 当社 人事総務部長 同 執行役員 人事部長就任 伊藤ハム(株) 顧問 当社 常勤監査役就任(現任) 伊藤ハム(株) 監査役就任(現任) 米久(株) 監査役就任(現任)	(注) 4	4,666
常勤監査役	高橋 伸	1960年7月25日生	1984年4月 2011年4月 2015年3月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2020年8月 2021年6月	伊藤ハム(株) 入社 同 管理本部 経理部長 同 管理本部 経理部長 同 執行役員就任 当社 経理財務部長 伊藤ハム(株) 執行役員 本社統括 当社 理事 同 顧問 同 常勤監査役就任(現任) 伊藤ハム(株) 監査役就任(現任) 米久(株) 監査役就任(現任)	(注) 5	2,440
監査役	梅林 啓	1966年12月16日生	1991年4月 1998年4月 1999年7月 2002年8月 2003年4月 2004年8月 2005年1月 2007年2月 2007年3月 2010年1月 2014年4月 2015年3月 2020年6月 2022年4月 2025年4月	東京地方検察庁 検事 法務省刑事局付 検事 在イギリス日本国大使館一等書記官(外務省出向) 法務省刑事局付 検事 千葉地方検察庁 検事 法務省大臣官房秘書課付 検事 内閣官房副長官秘書官 検事退官 弁護士登録 西村あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) パートナー(現任) 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師 チムニー(株) 社外取締役就任 当社 社外監査役就任(現任) 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師(現任)	(注) 4	—
監査役	松村 浩司	1959年8月4日生	1984年3月 1987年8月 1999年7月 2020年8月 2020年9月 2022年3月 2023年6月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 監査部門 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 有限責任監査法人トーマツ 退所 松村浩司公認会計士事務所 開設(現在) ジーディー自動機械(株) 監査役就任(現任) 当社 社外監査役就任(現任)	(注) 6	—
計						620,399

- (注) 1. 取締役 大坂祐希枝氏、森本美紀子氏、西村やす子氏、小林秀司氏の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役 梅林啓氏、松村浩司氏の各氏は、社外監査役です。
3. 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
4. 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
5. 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
6. 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

b. 定時株主総会後の役員の状況

i. 役員の状況

2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されま
すと、当社の役員の状況は、次のとおりとなります。

なお、役職名及び略歴は、第9期定時株主総会後に開催予定の取締役会及び監査等委員会の決議事項の内容を含め
て記載しています。

男性8名 女性3名 （役員のうち女性の比率27.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	宮下 功	1968年2月15日生	1990年4月 三菱商事(株) 入社 2002年8月 フードリンク(株) 取締役就任 2003年6月 (株)ジャパンファーム 取締役就任 2006年5月 三菱商事(株) 食肉事業ユニット 2007年5月 米久(株) 執行役員 経営企画室長就任 2008年5月 同 取締役常務執行役員就任 2013年5月 同 代表取締役社長就任 2016年4月 当社 代表取締役社長就任 伊藤ハム(株) 取締役就任 米久(株) 取締役就任 2025年6月 当社 取締役会長就任(現任)	(注) 2	31,869
代表取締役 社長	浦田 寛之	1974年9月5日生	1997年4月 三菱商事(株) 入社 2000年6月 同 飼料畜産部 2005年3月 Indiana Packers Corporation 2015年4月 伊藤ハム(株) 執行役員 加工食品事業本部 事業戦略 統括部長就任 2017年3月 米久(株) 取締役常務執行役員 経営企画室長就任 2019年3月 三菱商事(株) 経営企画部 2020年4月 同 畜産部長 2020年6月 日本KFCホールディングス(株)(現 日本ケンタッキ ー・フライド・チキン(株)) 社外取締役就任 2021年3月 六甲バター(株) 社外取締役就任 2021年4月 三菱商事(株) 畜産酪農部長 2023年4月 同 農畜産本部長 2025年4月 当社 副社長執行役員就任 伊藤ハム(株) 取締役就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 2025年6月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	—
取締役 常務執行役員	伊藤 功一	1975年3月16日生	1997年4月 伊藤ハム(株) 入社 2006年7月 同 執行役員就任 2009年3月 同 食肉事業本部副事業本部長 2010年6月 同 取締役就任 2013年3月 同 取締役執行役員 加工食品事業本部フードサービ ス営業本部長就任 2016年4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board General Manager Strategy & Business Development 2018年4月 当社 上席執行役員就任 2019年3月 米久(株) 常務取締役 経営企画室長就任 2019年4月 当社 グループ海外事業担当 2020年4月 同 グループ食肉事業担当 伊藤ハム(株) 取締役 食肉事業本部長就任 2021年4月 同 取締役 加工食品事業本部副事業本部長 事業戦 略統括部長 2022年4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長就任(現任) 伊藤ハム(株) 代表取締役社長就任(現任) 米久(株) 取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役常務執行役員就任(現任) 2023年4月 同 品質保証部担当(現任)	(注) 2	551,302

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	野澤 克己	1965年3月29日生	1983年3月 2013年3月 2014年3月 2016年4月 2017年2月 2018年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月 2024年6月 2025年4月	伊藤ハム㈱ 入社 同 経営戦略部経営企画室長 同 経営戦略部長 当社 経営企画部長 伊藤ハム㈱ 執行役員就任 米久㈱ 取締役常務執行役員 管理本部長就任 当社 執行役員就任 米久㈱ 常務取締役 管理本部長就任 当社 管理本部副本部長、PMI 推進室長 同 管理本部副本部長経営戦略部経営企画室長 同 常務執行役員 管理本部長就任(現任) 経営戦略部経営企画室長 コンプライアンス担当(現任) 同 取締役就任(現任) 伊藤ハム㈱ 取締役就任(現任) 米久㈱ 取締役就任(現任) 当社 経営戦略担当(現任)	(注) 2	17,184
取締役 常務執行役員	原田 健	1975年11月18日生	2000年4月 2010年10月 2013年4月 2017年7月 2022年1月 2025年4月 2025年6月	三菱商事㈱ 入社 同 農水産本部 飼料畜産ユニット 日本ケンタッキー・フライド・チキン㈱ 執行役員 就任 三菱商事㈱ 生鮮品本部畜産部チームリーダー ASIAN BEST CHICKEN Co.,Ltd. CEO 当社 常務執行役員 食肉事業本部長就任(現任) 伊藤ハム㈱ 取締役就任(現任) 米久㈱ 取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	—
取締役 常勤監査等委員	高橋 伸	1960年7月25日生	1984年4月 2011年4月 2015年3月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2020年8月 2021年6月 2025年6月	伊藤ハム㈱ 入社 同 管理本部 経理部長 同 管理本部 経理部長 同 執行役員就任 当社 経理財務部長 伊藤ハム㈱ 執行役員 本社統括 当社 理事 同 顧問 同 常勤監査役就任 伊藤ハム㈱ 監査役就任(現任) 米久㈱ 監査役就任(現任) 当社 取締役 常勤監査等委員就任(現任)	(注) 3	2,440
取締役 常勤監査等委員	堀内 朗久	1960年6月6日生	1979年4月 2003年5月 2006年5月 2009年5月 2011年3月 2013年3月 2015年5月 2017年4月 2018年4月 2018年6月 2021年6月 2023年4月 2023年6月 2025年4月 2025年6月	米久㈱ 入社 同 取締役就任 同 執行役員就任 同 常務執行役員就任 同 商品本部長 同 営業本部長 同 取締役常務執行役員就任 同 取締役専務執行役員就任 当社 常務執行役員就任 米久㈱ 代表取締役社長就任 当社 取締役就任 同 常務執行役員就任 同 食肉事業本部長 伊藤ハム㈱ 取締役就任 当社 取締役就任 同 食肉事業担当 同 取締役 常勤監査等委員就任(現任) 伊藤ハム㈱ 監査役就任(現任) 米久㈱ 監査役就任(現任)	(注) 3	12,938

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	森本 美紀子	1973年 7 月26日生	1996年 4 月 1997年 3 月 1998年 4 月 2000年 7 月 2014年 9 月 2015年 5 月 2018年 1 月 2021年 2 月 2023年 6 月 2025年 6 月	(株)日本総合研究所 入社 (公社)日本経済研究センター 出向 (株)日本総合研究所 長島・大野・常松法律事務所 在日パキスタン大使館 あすかアセットマネジメント(株)(現あいざわアセッ トマネジメント(株)) S D G パートナーズ(有) 執行役員就任 (株)karna 代表取締役就任(現任) 当社 社外取締役就任 NECネットエスアイ(株) 社外取締役就任 当社 社外取締役 監査等委員就任(現任)	(注) 3	—
取締役 監査等委員	西村 やす子	1968年 6 月 4 日生	1997年 5 月 2008年 1 月 2015年 7 月 2016年 6 月 2017年10月 2024年 6 月 2025年 6 月	司法書士登録 西村司法書士事務所 開業 司法書士法人つかさ 代表社員 (現任) (一社)日本中小企業経営支援専門家協会理事就任 (株)CREA FARM 代表取締役就任 (現任) (株)赤阪鐵工所 社外取締役 (現任) (株)ふじのくに物産 代表取締役就任 (現任) 当社 社外取締役就任 当社 社外取締役 監査等委員就任(現任)	(注) 3	—
取締役 監査等委員	松村 浩司	1959年 8 月 4 日生	1984年 3 月 1987年 8 月 1999年 7 月 2020年 8 月 2020年 9 月 2022年 3 月 2023年 6 月 2025年 6 月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 監査部門 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 有限責任監査法人トーマツ 退所 松村浩司公認会計士事務所 開設(現在) ジーディー自動機械(株) 監査役就任(現任) 当社 社外監査役就任 当社 社外取締役 監査等委員就任(現任)	(注) 3	—
取締役 監査等委員	有松 晶	1980年 9 月27日生	2009年 1 月 2018年 9 月 2023年 3 月 2025年 1 月 2025年 6 月	弁護士登録 西村あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業)入所 消費者庁 出向 西村あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業) 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナ ー(現任) 当社 社外取締役 監査等委員就任(現任)	(注) 3	—
計						615,733

(注) 1. 取締役 森本美紀子氏、西村やす子氏、松村浩司氏、有松晶氏の各氏は、社外取締役です。
2. 2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 3 月期に係る定時株主総会終結の時まで
3. 2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2027年 3 月期に係る定時株主総会終結の時まで

ii. 取締役の選任手続き

取締役規程に定める「取締役候補者の指名基準」に基づき、指名諮問委員会において、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議し、取締役会で決議しています。なお、指名諮問委員会は、2025年6月25日をもってガバナンス委員会と統合し、ガバナンス指名諮問委員会に名称変更します。

取締役候補者の指名基準は、次のとおりです。

取締役候補者の指名基準

<取締役共通>

- ①人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ②当社グループの理念・ビジョンを理解し、経営戦略・事業特性を踏まえた上で、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力と資質を有していること。
- ③企業経営その他取締役会が備えるべきスキルのいずれかまたは複数において、高い専門知識及び豊富な経験を有していること。
- ④経営の法的責任を正しく理解した上で、全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ⑤会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

<業務執行取締役>

- ①当社グループの経営計画、事業戦略を具体的に提案し、その職務を遂行する能力を有していること。
- ②社内外の状況を適切に理解した上で、強いリーダーシップを発揮して組織を導くことができること。

<社外取締役>

- ①企業経営や専門分野における、見識や豊富な経験に基づき、客観的な視点から経営の監督または監査ができること。
- ②経営から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できること。

<監査等委員>

- ①公正不偏の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること。
- ②当社グループの事業に精通し、グループ内外から情報を適切に収集した上で、実効性の高い監査を行えること。（社外取締役を除く）

iii. 取締役のスキル・マトリックス

取締役会は、ジェンダー、職歴、年齢、専門知識・経験など、バックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成することにより、取締役会全体の機能を補完しています。また、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる員数で構成し、独立社外取締役の割合を3分の1以上としています。「b. 定時株主総会後の役員の状況 i. 役員の状況」に記載する取締役のスキル・マトリックスは、次のとおりです。

氏名		性別	スキル・マトリックス						
			企業経営	グローバル	事業戦略	E S G・人材開発	D X・I T	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	宮下 功	男性	●	●	●			●	●
	浦田 寛之	男性	●	●	●	●			●
	伊藤 功一	男性	●	●	●				●
	野澤 克己	男性	●			●	●	●	●
	原田 健	男性	●	●	●				●
監査等委員	高橋 伸	男性	●					●	
	堀内 朗久	男性	●		●				●
	森本美紀子 独立役員	女性	●		●	●			
	西村やす子 独立役員	女性	●		●				●
	松村 浩司 独立役員	男性	●			●		●	●
	有松 晶 独立役員	女性		●					●

スキルの定義

スキル・マトリックスに定める各スキルの定義は、次のとおりです。

スキル・経験		定 義
事業	企業経営	戦略的な方向性を決定し、組織全体を効果的に運営して持続的な成長と競争力を強化するスキル
	グローバル	グローバルな視点で企業の成長を支えるスキル
	事業戦略	市場のニーズを捉えたうえで、消費者の価値観に応え、ブランド価値を高めて、顧客との関係を強化するとともに、新しいビジネスモデルや製品を開発し、競争力を強化するスキル
非財務	E S G・人材開発	・サステナビリティ戦略を効果的に推進し、事業を通じての持続可能な社会の実現へ向けた社会課題解決を行うスキル ・人材戦略を策定して人材開発・育成を推し進め、各個人が最大限のパフォーマンスを発揮できるようにするスキル
	D X・I T	情報技術を効果的に活用して、業務の効率化やデジタル化を推進し、デジタル技術を活用した業務プロセスやビジネスモデルを革新するスキル
監査・監督	財務・会計	財務状況を正確に把握したうえで、財務健全性を維持し、戦略的に資金調達を行い、財務管理を行うスキル
	法務・リスクマネジメント	法的リスク、事業リスクを管理・評価して適切な対策を講じ、法令遵守、コーポレート・ガバナンスを通じて持続的に企業価値の向上を行うスキル

②社外役員の状況

a. 提出日現在の社外役員の状況

提出日（2025年6月24日）現在の社外役員の状況は、次のとおりです。

	氏名	独立 役員	兼職先	選任の理由
社 外 取 締 役	大坂 祐希枝	●	(一社)カスタマーサクセス推進協会 代表理事 (一社)グローバル・アジェンダ 理 事 さくらインターネット(株) 社外取締役	マーケティングコンサルタントとしての専門知識、上場企業などでの業務執行取締役や社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。
	森本 美紀子	●	(株)karna 代表取締役	企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、サステナビリティコンサルタントとしての専門知識や上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会及びサステナビリティ委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。
	西村 やす子	●	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 (株)CREA FARM 代表取締役 (株)ふじのくに物産 代表取締役 (株)赤阪鐵工所 社外取締役	企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、経営コンサルタント及び法務コンサルタントや上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。 また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びガバナンス委員会の委員として、各委員会に出席し、積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。
	小林 秀司		三菱商事(株) 執行役員 食品産業グループCEOオフィス室長	総合商社で多様な要職を歴任しており、食糧業界・食品業界における高い見識と豊富な経験を有しています。その見識・豊富な経験などにより、当社に対して客観的、専門的な助言、監督を行っています。
社 外 監 査 役	梅林 啓	●	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同 事業 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師	2020年6月の監査役就任後、弁護士としての企業法務全般に関する専門知識・経験や危機管理分野における専門知識・経験、また当社の監査役としての活動を通じて培われた見識や豊富な経験などにより、監査を適切に実施しています。
	松村 浩司	●	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動機械(株) 監査役	2023年6月の監査役就任後、公認会計士としての財務・会計面での専門知識と豊富な経験、また当社の監査役としての活動を通じて培われた見識や豊富な経験などにより、監査を適切に実施しています。

- (注) 1. 社外取締役 大坂祐希枝氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役 森本美紀子氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
3. 社外取締役 西村やす子氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
4. 社外取締役 小林秀司氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

兼職先である三菱商事(株)は、当社の議決権の41.16%を保有しています。当社は、同社との間で食肉調達などの協業関係があり、同社の経営資源を活用しながら当該協業関係の強化を通じて、当社企業価値の向上を目指しています。なお、同社からの食肉及び原材料の仕入れについては、同社以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を参考にして発注先及び価格を合理的に決定しています。

また、当社と同社との間で調達、海外事業などに関する分野を対象とした包括業務提携契約を締結

しています。当該契約では、当社の経営の独立性、主体性を尊重した業務提携を行なうことが合意されています。

5. 社外監査役 梅林啓氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

兼職先である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループとの間には法律相談に関する取引がありますが、取引金額は、当社の社外取締役の独立性基準で定める「過去3年間の平均で、同事務所の総収入の2%未満」であり、また、当事業年度においても2%未満です。したがって、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しています。

その他兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

6. 社外監査役 松村浩司氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

b. 定時株主総会後の社外役員の状況

2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外役員の状況は、次のとおりとなります。

なお、兼職先は、当該株主総会日時点（予定）のものとなります。

当社の社外取締役は4名（うち独立社外取締役4名）です。

独立社外取締役は、当社の取締役規程にて定める「取締役候補者の指名基準」を踏まえ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待されること、及び「伊藤ハム米久ホールディングスグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」で定める「社外取締役の独立性基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれがないことに基づき選任しています。

また、独立社外取締役を全員監査等委員とし、かつ複数の独立社外取締役がガバナンス指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員を兼任します。これにより、取締役の指名・報酬決定プロセスの監督強化を図るとともに、監査等委員会が両諮問委員会の判断を踏まえて、取締役の指名・報酬についての意見を形成しやすくなると考えています。

定時株主総会後の社外役員の状況は、次のとおりです。

	氏名	独立役員	兼職先	選任の理由
社外取締役	森本 美紀子	●	㈱karna 代表取締役	企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、サステナビリティコンサルタントとしての専門知識や上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。 また、諮問委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。 引き続きこれらの役割を果たすこと、および客観的・専門的な視点から監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断しています。
	西村 やす子	●	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 ㈱CREA FARM 代表取締役 ㈱ふじのくに物産 代表取締役 ㈱赤阪鐵工所 社外取締役	企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、経営コンサルタントおよび法務コンサルタントや上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的・専門的な視点から当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。 また、諮問委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。 引き続きこれらの役割を果たすこと、および客観的・専門的な視点から監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断しています。
	松村 浩司	●	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動機械㈱ 監査役	2023年6月の監査役就任後、公認会計士としての財務・会計面での専門知識と豊富な経験、また当社の監査役としての活動を通じて培われた見識や豊富な経験などにより、監査を適切に実施してきました。 また、選任後は、諮問委員会の委員を務めていただく予定です。 引き続きこれらの専門知識、見識及び経験などにより、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督・監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断しています。

	氏名	独立 役員	兼職先	選任の理由
社 外 取 締 役	有松 晶	●	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共 同事業 パートナー	弁護士として企業法務全般に関する専門知識や豊富な経験、消費者庁への出向により培われた見識や経験を有しています。 その専門知識、見識及び経験などにより、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督・監査を行っていただけると判断しています。 また、選任後は、諮問委員会の委員を務めていただく予定です。 これらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与いただくことを期待しています。

- (注) 1. 社外取締役 森本美紀子氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役 西村やす子氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
3. 社外監査役 松村浩司氏及びその兼職先と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。
4. 社外監査役 有松晶氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

兼職先である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループとの間には法律相談に関する取引がありますが、取引金額は、当社の社外取締役の独立性基準で定める「過去3年間の平均で、同事務所の総収入の2%未満」であり、また、当事業年度においても2%未満です。したがって、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しています。

③社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社の定める独立性判断基準の要件を満たす社外取締役を独立役員として指定しています。

提出日（2025年6月24日）現在における社外取締役の独立性基準は、次のとおりです。

＜社外取締役の独立性基準＞

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれにも該当していないと判断される社外取締役は、独立性を有するものと判断する。

- ①当事業年度及び過去10事業年度における、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者(1)
- ②当事業年度及び直近事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者(2)もしくはその業務執行者
- ③当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの主要な取引先(3)もしくはその業務執行者
- ④当事業年度及び過去3事業年度における、当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）もしくはその業務執行者
- ⑤当事業年度及び過去3事業年度において、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者
- ⑥当事業年度及び過去3事業年度における、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧当社グループから多額の寄付または助成(5)を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨当社グループとの間で、役員の相互就任(6)の関係にある会社の出身者
- ⑩当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの業務執行者のうち重要な者(7)の近親者(8)または非業務執行取締役の近親者
- ⑪上記②、③、⑦または⑧のいずれかに該当する者の近親者

- (1)「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、または会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
- (2)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (3)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者、または当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4)「多額の金銭その他の財産」という「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円を超えること、団体の場合はその者の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。
- (5)「多額の寄付または助成」という「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
- (6)「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（当事業年度及び過去10事業年度において当社グループに在籍し、または在籍したことがある者）が現任の役員または執行役員をつとめている会社から、当社に役員または執行役員として迎え入れることをいう。
- (7)「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人に加え、その他使用人のうち部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (8)「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

④社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・社外取締役は、監査室から監査結果について直接レポートを受け取っており、監査の指摘事項等について確認を行っています。また、会計監査人から監査結果についてレポートを受け取っており、監査報告の内容を確認しています。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会における承認をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行します。また、当該定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は全員監査等委員となります。

監査等委員会は、「(3)監査の状況 ②最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況 b. 常勤監査役及び社外監査役の活動等」の「会計監査人との相互連携」及び「監査室との相互連携」に記載する活動を継続する予定であり、社外取締役と内部監査部門、及び社外取締役と会計監査人との連携強化を図ります。

⑤社外取締役・社外監査役のサポート体制

- ・取締役会については、取締役会事務局である総務部が窓口となり、取締役会資料の事前配布、及び議案に関する事前説明を行う「社外役員ブリーフィング」を開催するなど、社外取締役・社外監査役に対する各種連絡・情報提供を行う体制を整備しています。なお、2024年度は、「社外役員ブリーフィング」を13回開催しています。
- ・監査役会については、監査役会事務局に監査役スタッフ1名を配置しており、社外監査役に対する各種連絡・情報提供を行う体制を整備しています。

なお、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会における承認をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置、かつ監査等委員会室長を専属スタッフとすることで、監査等委員である社外取締役の監査・監督のサポート体制を強化します。

(3) 【監査の状況】

① 組織、人員

a. 提出日現在の状況

提出日（2025年6月24日）現在、当社の監査役は4名で、常勤監査役2名、社外監査役2名の体制となっています。社外監査役松村浩司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、常勤監査役の高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役梅林啓氏は、弁護士として企業法務及び危機管理に関する相当程度の知見を有しています。

監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役及び使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っています。また、会計監査人からも監査計画・結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めています。

監査役会は、毎月定期的に開催され、監査に対する重要事項の決定のほか、監査実施状況の報告、意見交換などを行っています。

監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局としてスタッフ1名を配置しています。

b. 定時株主総会後の状況

2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決され、かつ当該株主総会後に開催予定の監査等委員会の議案（決議事項）の決議により、当社の監査等委員は6名で、常勤監査等委員2名、非常勤監査等委員4名（うち社外取締役4名）の体制となります。

監査等委員である社外取締役のうち、松村浩司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。有松晶氏は、弁護士として企業法務、危機管理及びコンプライアンスを業務分野としており、これらに関する相当程度の知見を有しています。

また、森本美紀子氏は、サステナビリティ経営を総合的に支援するコンサルティング会社を経営しており、サステナビリティや人的資本に関する高い見識を有しています。西村やす子氏は、会社経営者として企業経営に関する高い見識を有しています。

常勤監査等委員の高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。堀内朗久氏は、当社の子会社である米久株式会社の代表取締役を長年務めた経歴があり、企業経営に関する高い見識を有しています。

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置し、スタッフ2名（うち専属スタッフ1名）を配置します。

② 最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

a. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

2024年度の監査役会の活動状況は、次のとおりです。

- ・開催回数 13回
- ・開催時間 平均55分
- ・出席状況

地位	氏名	出席状況
常勤監査役	松崎 義郎	100% (13回/13回)
常勤監査役	高橋 伸	100% (13回/13回)
社外監査役	梅林 啓	100% (13回/13回)
社外監査役	松村 浩司	100% (13回/13回)

・具体的な検討内容

監査役会監査報告書の作成
定時株主総会提出議案等の調査
剰余金処分議案の確認
会計監査人の再任・報酬
監査上の主要な検討事項（KAM）の内容
監査方針・監査計画・監査役業務分担・予算
会計監査人の非監査業務提供
内部監査における指摘事項・被監査部門による改善内容確認
コンプライアンス案件・品質保証案件等の発生状況確認
監査等委員会設置会社への移行
監査等委員である取締役選任議案

ｂ．常勤監査役及び社外監査役の活動等

2024年度は、「コンプライアンス浸透状況」、「個別リスクへの対応状況」及び「グループ会社を含む内部統制の運用レベルの確認」を監査役監査重点項目とし、監査活動を行いました。

2024年度における監査役の主な活動状況は、次のとおりです。

会議名・ 相手方など	活動状況	主な担当	
		常勤 監査役	社外 監査役
取締役会	・社外監査役は、「社外役員ブリーフィング」にて取締役会事務局等から議案に対する事前説明を受けてから取締役会に出席しています。常勤監査役も「社外役員ブリーフィング」に参加しています。 各監査役は、それぞれの見識・経験などに基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。	○	○
重要な会議	・グループ経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。	○	—
取締役等との 個別面談	・代表取締役との個別面談を行い、意思疎通を図ると共に、意見表明を行いました。 ・その他、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行いました。	○	—
取締役面談会	・監査役会メンバーに社外取締役全員を交え、業務執行取締役、執行役員との意見交換などを行っています。 ・2024年度は1回開催しました。	○	○
社外取締役との 相互連携	・監査役の往査には、社外取締役も同行し事業所の視察を行っています。2024年度は社外取締役3名合計11事業所の往査に同行しました。監査役と社外取締役は、事業所の責任者等を交え意見交換などを行っています。 ・社外監査役と社外取締役は、独立社外役員のみで構成される独立社外役員会議を定期的に開催しており、当社の経営戦略、経営課題、取締役会の議題をはじめとしたさまざまな事項について意見交換などを行っています。なお、2024年度は、独立社外役員会議を9回開催しています。	○	○
会計監査人との 相互連携	・会計監査人と定期的な報告会・意見交換会を開催し連携強化を図っています。定例開催している報告会・意見交換会は、次のとおりです。 イ．会社法監査結果概要報告会（年1回） ロ．金融商品取引法監査結果概要報告会（年1回） ハ．期中レビュー結果概要報告会（年1回） ニ．年度監査実施状況等の報告会（年2回） ホ．年間監査計画の説明会（年1回） ヘ．監査役ディスカッション（年1回） ト．会計監査人報告会（社長報告への同席）（年1回） チ．三様（監査役・会計監査人・監査室）監査連絡会（年1回） ・社外監査役は、2024年度において会社法監査結果概要報告会、期中レビュー結果概要報告会及び年間監査計画の説明会に出席しており、その他報告会などの内容についても、監査役会にて常勤監査役から情報共有されています。	○	○
監査室との相互 連携	・各監査役は、監査室から、監査結果についての監査結果通知書及び被監査部門からの監査回答書を受け取っています。 ・常勤監査役は、監査室との監査報告会に出席し、監査の指摘事項及び経営陣からの指示事項について確認を行っています。 ・監査報告会における議論内容は、監査役会にて常勤監査役から社外監査役に情報共有されています。	○	○

会議名・ 相手方など	活動状況	主な担当	
		常勤 監査役	社外 監査役
品質保証部、コンプライアンス室からの報告	・品質保証部及びコンプライアンス室と品質保証・コンプライアンス報告会を月1回定例開催し、品質監査結果及び相談窓口への内部通報状況などの確認を行っています。 なお、報告会の内容は監査役会にて社外監査役に情報共有されています。	○	—
グループ会社監査役連絡会	・グループ会社監査役をメンバーとするグループ会社監査役連絡会を年1回開催し、監査役のレベル向上及び監査の標準化を図るとともに、情報共有を行っています。	○	—
主要な子会社の取締役会などへの出席	・常勤監査役は、主要な子会社の監査役を兼務しており、当該子会社の取締役会など重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。	○	—
往査	・常勤監査役は、2名合計19事業所の往査を行いました。 また、社外監査役は、2名合計5事業所の往査を行いました。	○	○

③ 内部監査の状況

当社は、独立した組織として監査室を設置しています。監査室は、提出日（2025年6月24日）現在11名の人員で構成されており、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画などにに基づき、グループ会社を含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また必要に応じて追加的な目的監査を行っています。

監査結果は、監査結果通知書にて社外役員を含む全ての取締役・監査役、及び被監査部門に報告しています。また、被監査部門からの監査回答書についても社外役員を含む全ての取締役・監査役に共有されています。

監査報告会を適宜開催しており、社長、副社長、管理本部長、常勤監査役、経営戦略部長、監査室長、監査室メンバー及び被監査部門の責任者などが出席し、監査結果通知書、監査回答書をもとに議論を深めています。

財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についても、財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、監査室が評価しています。

なお、2025年6月25日開催の第9期定時株主総会における承認をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、内部監査部門である監査室と内部統制の改善対応支援の役割を担う内部統制担当を統括する組織として監査部を新設します。監査部は、監査等委員会の監査の実効性を高める観点から監査等委員会直轄の組織とします。監査部長は監査等委員会室のスタッフを兼任することで、監査部と監査等委員会室の連携を図ります。

また、上記の監査報告会には、会長、社長、管理本部長、常勤監査等委員、経営戦略部長、監査部長、監査室長、監査室メンバー及び被監査部門の責任者などが出席します。

④ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

55年

上記は、2016年4月1日に実施された、伊藤ハム株式会社と米久株式会社の株式移転による当社設立の際、取得企業とされた伊藤ハム株式会社の監査期間を含めています。

また、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身の1つである山田・原島共同事務所が監査法人朝日会計社に加入した以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員 水野 勝成

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名 その他 27名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の概要、監査の実施体制等、面談、質問等を通じて選定しています。

現会計監査人は、世界的に展開しているKPMGグループであり、会計や監査への知見のある人材が豊富であることから選定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しています。

⑤ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	70	-	85	-
連結子会社	36	-	21	-
計	107	-	107	-

(注) 上記以外に、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査証明業務に係る追加報酬の額が8百万円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	35	2	38	7
計	35	2	38	7

連結子会社における非監査業務の内容は、主にESG関連のアドバイザリー業務についての対価であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、作業負荷、作業時間及び人員を考慮し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であることを確認し、会計監査人の報酬等の額が妥当であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次の通り決定しています。

- a. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
- b. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
- c. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成しています。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。

なお、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載の通り決定していますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法等を含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しています。

短期インセンティブとしての業績連動報酬については、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、全社業績である連結経常利益を全体の指標としています。取締役会長及び代表取締役は80%を全社業績のみ、残りの20%は全社業績に非財務（ESG）評価を反映する形で決定し、その他の常勤取締役は60%を全社業績のみ、20%に全社業績と個人評価、20%に全社業績と非財務（ESG）評価をそれぞれ反映する形で決定します。

個人評価の決定権限は、全社業績を踏まえた各役員の評価を行うには最も適任である社長の宮下功に委任しており、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しています。なお当社は、2025年6月25日開催予定の第9期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役除く。）5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決され、定時株主総会後の取締役会にて決議された場合には、個人評価の決定権限を社長の浦田寛之に委任することとなります。

2024年度より導入した非財務（ESG）評価については、マテリアリティ取り組み項目のうち、経営戦略上の優先度が高い(1)温室効果ガスの排出量(2)管理職の女性比率(3)従業員エンゲージメント意識調査スコアの3項目を指標とし、サステナビリティ委員会で総合評価、報酬諮問委員会での審議を経て取締役会により決定しています。

業績連動報酬は「業績連動賞与」「業績加算賞与」「非財務評価賞与」で構成され、下記に記載の（業績連動報酬算定式）に基づき算定します。「業績連動賞与」については、全社業績指標である連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしています。なお、当事業年度については、連結経常利益207億50百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載の通りです。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しています。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

(株主総会における決議内容)

・2017年6月27日第1期定時株主総会

a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。

※取締役の員数は、定款により15名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は9名（うち社外取締役2名）でした。

※取締役の報酬額には使用人兼務の使用人分給与は含みません。

b. 監査役報酬総額年額を7千万円以内とする。

※監査役の員数は、定款により5名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役2名）でした。

・2018年6月26日第2期定時株主総会

a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内）とする。

※取締役の員数は、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）でした。

(当事業年度の役員報酬に係る報酬諮問委員会及び取締役会の活動内容)

a. 2024年4月～2025年3月の1年間における報酬諮問委員会の開催回数：3回

b. 2024年度役員報酬および2025年度以降の役員報酬制度に関して報酬諮問委員会および取締役会で審議された主な内容

- ・2024年度役員報酬基準（役位別報酬、業績連動報酬算定基準）の決定
- ・2024年度譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権支給額の決定
- ・中期経営計画2026 期間における業績連動報酬非財務（ESG）指標・評価方法の決定
- ・2024年度役員業績連動報酬非財務評価の決定
- ・業績連動報酬に係る個人評価結果の妥当性の確認
- ・取締役監査等委員報酬設定案の確認
- ・基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式の構成割合や役位別報酬基準の妥当性の検証

(業績連動報酬算定式)

業績連動賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（業績部分）

業績加算賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（個人評価部分）×個人評価乗率×調整率

非財務評価賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（非財務評価部分）×非財務評価乗率

※業績連動報酬原資＝「連結経常利益」×0.01%

〈役位別乗率表〉※2024年度以降

役 位	役位別乗率			
	業績部分	個人評価部分	非財務評価部分	計
会長	5.040	—	1.260	6.300
社長	6.640	—	1.660	8.300
副社長	5.040	—	1.260	6.300
専務執行役員	2.880	0.960	0.960	4.800
常務執行役員	2.280	0.760	0.760	3.800
上席執行役員	1.800	0.600	0.600	3.000

〈留意事項〉

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役です。なお、社外取締役及び監査役は含みません。

- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が400億円以上の場合は、400億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合は、支給しません。
- ・業績連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。
- ・個人評価乗率の範囲は0.0～2.0です。
- ・調整率は連結経常利益により決定される業績加算賞与支給原資が、個人評価により変動することを補正するための乗率で、その算式は次の通りとなります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役位別乗率の総和}}{\text{対象役員の（業績加算賞与役位別乗率} \times \text{個人業績評価乗率）の総和}}$$

- ・非財務評価乗率は(1)温室効果ガスの排出量(2)管理職の女性比率(3)従業員エンゲージメント意識調査スコアの各項目を6ランク(5～0)で評価し、その合計スコア(15～0)に応じて0.8～1.2の範囲で変動させます。

（非財務評価乗率換算表）

合計スコア	0～3	4～7	8～10	11～13	14～15
非財務評価乗率	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2

非財務評価乗率については全役位一律の適用になります。

上記に加え、当社は2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、監査等委員会設置会社への機関変更に合わせて「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」「監査等委員である取締役の報酬額決定の件」「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限株式割当てのための報酬決定の件」を提案しております。

当該議案がそれぞれ可決された場合、

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）
- 監査等委員である取締役の報酬額は年額1億3千万円以内
- 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限株式割当てのための報酬額は年額8,000万円以内

となります。

なお、その場合においても、当社における「役員報酬制度に関する基本方針」およびその方針を踏まえた「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」については、従来からの変更はありません。また、監査等委員の個別報酬については監査等委員の協議にて決定し、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することといたします。

（譲渡制限付株式報酬制度の概要）

- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：

上記（株主総会における決議内容）2018年6月26日第2期定時株主総会をご参照ください。

- ・譲渡制限期間：30年間
- ・譲渡制限の内容：

割り当てを受けた対象取締役（以下、「割当対象者」という）は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

- ・譲渡制限の解除：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

・譲渡制限付株式の無償譲渡：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期满了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		月額固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	166	95	40	30	4
監査役 (社外監査役を除く。)	49	49	—	—	2
社外役員	55	55	—	—	6

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式と考えており、それ以外を純投資以外の目的である投資株式と考えています。

② 伊藤ハム㈱における株式の保有状況

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である伊藤ハム㈱については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

一定の基準を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策投資目的の投資株式を保有しないことを基本方針としております。事業年度終了後、速やかに個別銘柄毎に基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム㈱取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとしております。なお、保有の合理性が認められないと判断した銘柄は、発行会社との対話・交渉を実施しながら売却を進めております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	24	484
非上場株式以外の株式	27	15,307

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	10	8	取引先持株会加入銘柄の買付による増加。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	1
非上場株式以外の株式	4	541

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
イオン(株)	2,491,132	2,490,748	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	有
	9,341	8,954		
(株)セブン＆アイ・ホールディングス	2,064,546	2,064,546	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	4,465	4,554		
(株)トライアルホールディングス	300,000	300,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	654	867		
(株)オーエムツーネットワーク	128,702	127,825	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	187	204		
(株)ベルク	22,000	22,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	149	154		
(株)フジ	52,336	51,547	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	113	96		
ミニストップ(株)	48,315	48,315	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	87	73		
(株)平和堂	23,200	23,200	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	58	47		
(株)エコス	25,812	25,812	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	56	59		
(株)アークス	11,524	11,524	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	33	36		
(株)ダスキン	7,500	7,500	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	27	24		
(株)ヤマナカ	45,200	45,200	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	有
	24	30		
イオン北海道(株)	26,400	26,400	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	22	24		
(株)ライフコーポレーション	11,251	5,176	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先株式の株式分割及び取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	21	20		
(株)ヤマザワ	14,520	14,520	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	16	18		
イオン九州(株)	6,000	6,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	14	18		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
(株)フジオフードグループ本社	8,000	8,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	9	11		
(株)リテールパートナーズ	6,170	5,229	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	8	9		
(株)吉野家ホールディングス	2,101	2,098	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	6	7		
(株)マルヨシセンター	1,000	1,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	3	3		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	1,169	952	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	0	0		
(株)中村屋	178	106	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	有
	0	0		
(株)オークワ	582	174	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	0	0		
(株)王将フードサービス	146	45	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。なお、取引先株式の株式分割及び取引先持株会の買付により株式数が増加しております。	無
	0	0		
エイチ・ツー・オー リテイリング(株) (注) 2	204	—	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	—		
(株)Olympicグループ	1,000	1,000	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	0		
(株)大光	87	89	良好な取引関係の維持・発展のための政策投資目的で保有しております。	無
	0	0		
(株)関西フードマーケット (注) 2	—	122,008	—	無
	—	216		
(株)いなげや	—	152,430	—	無
	—	214		
(株)トーヨー	—	18,400	—	無
	—	56		

(注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、取引額等が一定の基準を満たしているかをグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しております。また、業務提携についても対象となる株式はないため記載しておりません。

2. エイチ・ツー・オー リテイリング(株)と(株)関西フードマーケットは2024年7月31日を効力発生日としてエイチ・ツー・オー リテイリング(株)を株式交換完全親会社、(株)関西フードマーケットを株式交換完全子会社とする株式交換を行っております。当該株式交換により、(株)関西フードマーケット株式1株に対して、エイチ・ツー・オー リテイリング(株)の普通株式1株が割当交付されております。

3. 「—」は、当該株式を保有していないことを示しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

一定の基準を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策投資目的の投資株式を保有しないことを基本方針としております。事業年度終了後、速やかに個別銘柄毎に基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとしております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	804
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 23,225	※1 20,989
受取手形	85	50
売掛金	110,900	103,173
商品及び製品	100,198	116,146
仕掛品	1,981	1,989
原材料及び貯蔵品	23,292	25,232
その他	12,381	9,718
貸倒引当金	△28	△72
流動資産合計	272,036	277,227
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1, ※2 111,768	※1, ※2 111,899
減価償却累計額	△72,822	△74,896
建物及び構築物（純額）	※1, ※2 38,945	※1, ※2 37,002
機械装置及び運搬具	※2 142,475	※2 146,194
減価償却累計額	△110,131	△113,997
機械装置及び運搬具（純額）	※2 32,344	※2 32,196
工具、器具及び備品	※2 7,930	※2 7,958
減価償却累計額	△6,179	△6,296
工具、器具及び備品（純額）	※2 1,751	※2 1,662
土地	※1, ※2 26,720	※1, ※2 26,390
リース資産	7,179	7,601
減価償却累計額	△4,317	△4,748
リース資産（純額）	2,862	2,852
建設仮勘定	2,433	9,470
その他	284	186
減価償却累計額	△76	△92
その他（純額）	208	93
有形固定資産合計	105,265	109,668
無形固定資産		
のれん	16,798	15,184
その他	8,412	10,284
無形固定資産合計	25,210	25,469
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※3 34,699	※1, ※3 33,322
長期貸付金	1,238	1,233
繰延税金資産	1,039	1,186
退職給付に係る資産	18,625	14,487
その他	※1 5,232	※1 5,191
貸倒引当金	△777	△775
投資その他の資産合計	60,058	54,644
固定資産合計	190,534	189,782
資産合計	462,570	467,009

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 73,830	※1 65,195
電子記録債務	1,347	1,033
短期借入金	※5 39,815	※5 39,093
1 年内返済予定の長期借入金	106	100
リース債務	913	883
未払金	28,520	24,544
未払法人税等	3,892	1,971
未払消費税等	1,639	856
賞与引当金	6,365	5,591
役員賞与引当金	169	134
その他	※1 4,632	※1 5,034
流動負債合計	161,234	144,439
固定負債		
長期借入金	340	20,240
リース債務	2,188	2,228
繰延税金負債	7,930	8,457
退職給付に係る負債	1,600	1,514
資産除去債務	1,277	1,269
その他	2,673	2,542
固定負債合計	16,010	36,252
負債合計	177,244	180,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,003	30,003
資本剰余金	89,430	89,442
利益剰余金	148,784	150,821
自己株式	△2,793	△2,723
株主資本合計	265,424	267,543
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,228	8,963
繰延ヘッジ損益	△366	△887
為替換算調整勘定	6,309	7,045
退職給付に係る調整累計額	4,019	2,877
その他の包括利益累計額合計	19,191	17,998
新株予約権	77	66
非支配株主持分	632	708
純資産合計	285,326	286,318
負債純資産合計	462,570	467,009

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 955,580	※1 988,771
売上原価	※2, ※4 823,025	※2, ※4 855,499
売上総利益	132,554	133,272
販売費及び一般管理費	※3, ※4 110,218	※3, ※4 113,695
営業利益	22,336	19,576
営業外収益		
受取利息	256	240
受取配当金	375	419
受取賃貸料	503	450
受取保険金	282	163
助成金収入	3,117	497
持分法による投資利益	522	1,194
その他	694	778
営業外収益合計	5,752	3,744
営業外費用		
支払利息	1,810	2,279
不動産賃貸費用	136	137
その他	106	153
営業外費用合計	2,052	2,570
経常利益	26,036	20,750
特別利益		
固定資産売却益	※5 2	※5 99
投資有価証券売却益	208	312
企業結合に係る特定勘定取崩益	※6 595	—
設備補助金収入	※7 3,071	※7 100
退職給付信託返還益	—	※8 160
その他	—	0
特別利益合計	3,877	672
特別損失		
固定資産除却損	※9 1,693	※9 376
投資有価証券売却損	431	0
減損損失	※10 91	※10 1,551
貸倒引当金繰入額	614	—
固定資産圧縮損	※11 3,071	※11 87
工場閉鎖関連損失	※10, ※12 1,024	—
その他	473	152
特別損失合計	7,400	2,169
税金等調整前当期純利益	22,513	19,253
法人税、住民税及び事業税	6,899	4,496
法人税等調整額	2	1,587
法人税等合計	6,902	6,083
当期純利益	15,611	13,170
非支配株主に帰属する当期純利益	58	72
親会社株主に帰属する当期純利益	15,553	13,097

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	15,611	13,170
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,628	△265
繰延ヘッジ損益	461	△521
為替換算調整勘定	2,750	910
退職給付に係る調整額	1,103	△1,143
持分法適用会社に対する持分相当額	1,327	△122
その他の包括利益合計	※1 8,271	※1 △1,141
包括利益	23,882	12,028
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,792	11,904
非支配株主に係る包括利益	90	123

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	89,427	140,066	△1,841	257,655
当期変動額					
剰余金の配当			△6,833		△6,833
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,553		15,553
自己株式の取得				△1,028	△1,028
自己株式の処分		2		76	79
持分法適用会社の減少 に伴う利益剰余金減少 高			△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	2	8,718	△952	7,769
当期末残高	30,003	89,430	148,784	△2,793	265,424

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,708	△828	2,237	2,835	10,952	77	576	269,261
当期変動額								
剰余金の配当								△6,833
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,553
自己株式の取得								△1,028
自己株式の処分								79
持分法適用会社の減少 に伴う利益剰余金減少 高								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,520	461	4,071	1,184	8,238		56	8,294
当期変動額合計	2,520	461	4,071	1,184	8,238	－	56	16,064
当期末残高	9,228	△366	6,309	4,019	19,191	77	632	285,326

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	89,430	148,784	△2,793	265,424
当期変動額					
剰余金の配当			△11,060		△11,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,097		13,097
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		12		73	85
持分法適用会社の減少 に伴う利益剰余金減少 高					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	12	2,036	69	2,118
当期末残高	30,003	89,442	150,821	△2,723	267,543

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	9,228	△366	6,309	4,019	19,191	77	632	285,326
当期変動額								
剰余金の配当								△11,060
親会社株主に帰属する 当期純利益								13,097
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								85
持分法適用会社の減少 に伴う利益剰余金減少 高								—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△265	△521	736	△1,142	△1,192	△10	76	△1,126
当期変動額合計	△265	△521	736	△1,142	△1,192	△10	76	992
当期末残高	8,963	△887	7,045	2,877	17,998	66	708	286,318

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	22,513	19,253
減価償却費	12,493	13,010
減損損失	91	1,551
賞与引当金の増減額 (△は減少)	200	△775
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	697	40
のれん償却額	1,597	1,607
受取利息及び受取配当金	△632	△660
支払利息	1,810	2,279
受取保険金	△282	△163
助成金収入	△3,117	△497
持分法による投資損益 (△は益)	△522	△1,194
投資有価証券売却損益 (△は益)	223	△311
固定資産除却損	1,693	376
企業結合に係る特定勘定取崩益	△595	—
退職給付信託返還益	—	△160
設備補助金収入	△3,071	△100
固定資産圧縮損	3,071	87
工場閉鎖関連損失	1,024	—
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△782	△18,069
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,766	7,777
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,665	△8,975
未払金の増減額 (△は減少)	2,852	△3,312
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△65	△82
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△1,750	2,676
その他	970	93
小計	29,318	14,450
利息及び配当金の受取額	1,483	1,694
保険金の受取額	281	164
助成金の受取額	3,316	489
設備補助金の受取額	3,071	—
利息の支払額	△1,810	△2,276
災害損失の支払額	△577	—
工場閉鎖関連損失の支払額	△29	△44
法人税等の支払額	△5,660	△4,460
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,392	10,016
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△14,472	△18,568
有形固定資産の除却による支出	△156	△801
有形固定資産の売却による収入	126	384
無形固定資産の取得による支出	△1,893	△2,693
投資有価証券の取得による支出	△58	△42
投資有価証券の売却及び償還による収入	580	1,389
貸付けによる支出	△237	△237
貸付金の回収による収入	202	242
事業譲受による支出	△70	—
その他	△34	△316
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,014	△20,642

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	5,727	△311
長期借入れによる収入	—	20,000
長期借入金の返済による支出	△10,126	△106
自己株式の取得による支出	△1,028	△3
配当金の支払額	△6,828	△11,048
リース債務の返済による支出	△989	△1,013
その他	△32	△47
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,278	7,468
現金及び現金同等物に係る換算差額	458	820
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	558	△2,336
現金及び現金同等物の期首残高	22,359	22,917
現金及び現金同等物の期末残高	※1 22,917	※1 20,581

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 52社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

子会社は全て連結されております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 9社

主要な持分法適用の関連会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

関連会社に対する投資については、すべて持分法を適用しております。

また、当連結会計年度において、会社清算により1社減少しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下を除き、連結決算日と同一であります。

なお、ITO HAM AMERICA, INC. 他24社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

(イ) 当社及び国内連結子会社

a) 商品及び製品(販売用食肉を除く)

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b) 商品及び製品(販売用食肉)・仕掛品・原材料及び貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(ロ) 在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 主として10～50年

機械装置及び運搬具 主として4～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は相手先毎に回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、一部の国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・加工食品事業 主に国内におけるハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売
- ・食肉事業 主に国内及び海外における食肉の生産、処理加工及び販売

顧客との販売契約において、商品又は製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品又は製品の引渡時であります。ただし、国内取引については、商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。海外への販売については、貿易条件であるインコタームズに基づいて売主（輸出者）の危険負担の移転時点で収益を認識しております。

販売契約においてリベート等の条件が含まれる場合、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分について、将来収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

販売契約における対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は各子会社等の連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金利息

ハ ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

為替予約については、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。

また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的に見積もった期間で均等償却をしております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用食肉在庫（簿価切下前）	70,140	83,330
簿価切下額	581	751

棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、ＩＦＲＳ第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、ＩＦＲＳ第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、ＩＦＲＳ第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定目

2028年3月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
現金及び預金	207百万円	207百万円
建物	1,068	1,070
土地	571	571
投資有価証券	8	8
投資その他の資産「その他」	200	200
計	2,055	2,057

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
支払手形及び買掛金	122百万円	122百万円
流動負債「その他」	44	44
計	167	167

※ 2. 圧縮記帳額

取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
建物及び構築物	2,449百万円	2,495百万円
機械装置及び運搬具	1,425	1,466
工具、器具及び備品	118	120
土地	200	200
計	4,194	4,282

※ 3. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
投資有価証券（株式）	16,735百万円	15,827百万円

※ 4. 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
(有)キロサ肉畜生産センター	243百万円	170百万円
INDIANA PACKERS CORP.	1,904 (US \$ 12,577千)	1,422 (US \$ 9,516千)
(有)島根農場	165	147
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	1,281 (THB 308,100千)	1,204 (THB 273,775千)
計	3,595	2,945

※ 5. 当社及び連結子会社の一部においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 6 行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
当座貸越極度額	68,715百万円	68,716百万円
貸出コミットメント	53,156	52,801
借入実行残高	39,815	39,093
差引額	82,056	82,424

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次の棚卸資産評価損（益は△）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
売上原価	△172百万円	202百万円

※ 3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
給料及び手当	23,606百万円	23,953百万円
退職給付費用	△171	△272
賞与引当金繰入額	3,741	3,166
役員賞与引当金繰入額	170	135
発送配達費及び荷扱料	39,206	42,580

※ 4. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
	1,648百万円	1,644百万円

※ 5. 固定資産売却益の主な資産別内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
土地	一百万円	76百万円
機械装置及び運搬具	2	20
その他	0	2
計	2	99

※6. 企業結合に係る特定勘定取崩益

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

「企業結合に係る特定勘定取崩益」595百万円は、米久株式会社が2019年12月2日付で、明治ケンコーハム株式会社(取得後「米久ケンコーハム株式会社」に名称変更)の全株式を取得したことによるもので、その内容は環境対策に際し見込まれる費用の見積額を固定負債の「その他」に負債計上していたものについて、確定した支払額との差額を取崩したのになります。

なお、米久ケンコーハム株式会社は米久株式会社に事業譲渡し、2021年3月29日付で清算しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※7. 設備補助金収入

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

I Hミートパッカー株式会社の十和田ミートプラントにおいて、地方自治体より不動産及び加工設備の取得のための補助金交付を受けたことによるものです。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

I Hミートパッカー株式会社の十和田ミートプラントにおいて、地方自治体より不動産及び加工設備の取得のための補助金交付を受けたことによるものです。

※8. 退職給付信託返還益

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

伊藤ハム株式会社において、退職給付信託の全部返還に伴い、当該返還額に対応する未認識数理計算上の差異を一括処理したものです。

※9. 固定資産除却損の主な資産別内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	36百万円	32百万円
機械装置及び運搬具	78	80
無形固定資産	1,392	0
撤去費用他	187	263
計	1,693	376

※10. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

場所	用途	種類
静岡県三島市、他2件	遊休資産及び 稼働休止予定資産等	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他

当社グループは、事業区分（加工食品事業、食肉事業及びその他事業）を基本単位としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の資産毎にグルーピングしております。

使用見込みのない遊休資産及び具体的な稼働休止予定がある資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（576百万円）に計上しております。その内訳は、建物及び構築物377百万円、機械装置及び運搬具131百万円、その他67百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、回収可能価額を零として評価しております。

また、このうち工場閉鎖に係る減損損失485百万円は、連結損益計算書において「工場閉鎖関連損失」に含めて表示しているため、特別損失の減損損失には、91百万円を表示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類
広島県三原市、他1件	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他
東京都中央区、他3件	遊休資産及び 稼働休止予定資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他

当社グループは、事業区分（加工食品事業、食肉事業及びその他事業）を基本単位としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の資産毎にグルーピングしております。

事業用資産について、事業環境の悪化を踏まえて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（1,462百万円）に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,022百万円、機械装置及び運搬具340百万円、その他99百万円であります。

上記のほか、使用見込みのない遊休資産及び具体的な稼働休止予定がある資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失（89百万円）に計上しております。その内訳は、建物及び構築物84百万円、機械装置及び運搬具2百万円、その他1百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は処分見込額により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため零として算定しております。

※11. 固定資産圧縮損

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

※7の受入について、国庫補助金等として取得価額を直接減額したことによるものです。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

※7の受入について、国庫補助金等として取得価額を直接減額したことによるものです。

※12. 工場閉鎖関連損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループ伊藤ハム米久プラント(株)の生産工場であるケンコー工場、米久デリカフーズ(株)の生産工場である静岡工場の工場閉鎖に伴い、工場閉鎖関連損失1,024百万円を計上しております。主な内訳は、固定資産の減損損失485百万円、建物解体費用見積額459百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,038百万円	104百万円
組替調整額	△196	△311
法人税等及び税効果調整前	3,841	△206
法人税等及び税効果額	△1,213	△59
その他有価証券評価差額金	2,628	△265
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	813	△562
組替調整額	△173	△457
法人税等及び税効果調整前	640	△1,020
法人税等及び税効果額	△178	498
繰延ヘッジ損益	461	△521
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,750	910
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	2,750	910
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	2,750	910
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2,224	△719
組替調整額	△668	△895
法人税等及び税効果調整前	1,556	△1,615
法人税等及び税効果額	△453	471
退職給付に係る調整額	1,103	△1,143
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1,160	△122
組替調整額	167	—
持分法適用会社に対する持分相当額	1,327	△122
その他の包括利益合計	8,271	△1,141

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	287,355	—	229,884	57,471
合計	287,355	—	229,884	57,471
自己株式				
普通株式(注)2	2,632	251	2,128	756
合計	2,632	251	2,128	756

(注)1. 2023年10月1日付で、株式併合(5株を1株)を実施いたしました。発行済株式総数の減少229,884千株は、株式併合によるものであります。

(注)2. 自己株式の株式数の増加251千株は、取締役会決議に基づく市場取引による取得244千株、株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り3千株及び単元未満株式の買取り3千株であります。また自己株式の株式数の減少2,128千株は、株式併合によるもの2,021千株、譲渡制限付株式の付与によるもの106千株等であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	77
合計		—	—	—	—	—	77

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月19日 取締役会	普通株式	6,833	24	2023年3月31日	2023年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	7,089	利益剰余金	125	2024年3月31日	2024年6月10日

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	57,471	—	—	57,471
合計	57,471	—	—	57,471
自己株式				
普通株式(注)	756	0	19	737
合計	756	0	19	737

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株であります。また自己株式の株式数の減少19千株は、譲渡制限付株式の付与によるもの17千株、新株予約権の権利行使によるもの2千株等であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	66
合計		—	—	—	—	—	66

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	7,089	125	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	3,971	70	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	4,255	利益剰余金	75	2025年3月31日	2025年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	23,225百万円	20,989百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△307	△407
現金及び現金同等物	22,917	20,581

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主に運搬具及び海外事業所の建物であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては銀行等金融機関からの借入金及び社債の発行による方針であります。デリバティブは社内管理基準に従い、実需の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格のあるものは、価格変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、毎月時価の把握を行うとともに、取引関連部門へ報告を行い、情報の共有化を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引につきましては、社内管理基準に従って行っており、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引といった実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,590	16,590	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	106	105	△0
(3) 長期借入金	340	337	△2
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	580	580	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりになります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式その他	1,372
関連会社株式	16,735

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,225	—	—	—
受取手形	85	—	—	—
売掛金	110,900	—	—	—
合計	134,211	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	39,815	—	—	—	—	—
長期借入金	106	100	100	100	40	—
合計	39,922	100	100	100	40	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,159	16,159	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	100	98	△1
(3) 長期借入金	20,240	20,065	△174
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△975	△975	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりになります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式その他	1,335
関連会社株式	15,827

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,989	—	—	—
受取手形	50	—	—	—
売掛金	103,173	—	—	—
合計	124,213	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	39,093	—	—	—	—	—
長期借入金	100	100	100	40	20,000	—
合計	39,193	100	100	40	20,000	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	16,590	—	—	16,590
デリバティブ取引 通貨関連	—	838	—	838
資産計	16,590	838	—	17,429
デリバティブ取引 通貨関連	—	△257	—	△257
負債計	—	△257	—	△257

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	16,159	—	—	16,159
デリバティブ取引 通貨関連	—	198	—	198
資産計	16,159	198	—	16,357
デリバティブ取引 通貨関連	—	△1,173	—	△1,173
負債計	—	△1,173	—	△1,173

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	105	—	105
長期借入金	—	337	—	337
負債計	—	442	—	442

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	98	—	98
長期借入金	—	20,065	—	20,065
負債計	—	20,163	—	20,163

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

すべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、返済期限ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,366	2,989	13,377
	その他	171	168	3
	小計	16,538	3,157	13,380
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	52	62	△9
	その他	—	—	—
	小計	52	62	△9
合計		16,590	3,220	13,370

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	15,908	2,732	13,176
	その他	199	192	6
	小計	16,107	2,925	13,182
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	51	69	△17
	その他	—	—	—
	小計	51	69	△17
合計		16,159	2,994	13,165

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	579	208	5
合計	579	208	5

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	602	312	0
合計	602	312	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2024年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		12,987	—	505
	加ドル		321	—	3
	英ポンド		958	—	21
	ユーロ		987	—	24
	円		7,057	—	△194
	豪ドル		3,100	—	29
	NZドル		71	—	0
	小計		25,484	—	390
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		42	—	0
	買建	買掛金			
	米ドル		19,926	—	253
	タイバーツ		5	—	0
	NZドル		4,209	—	△62
	小計		24,184	—	190
合計			49,668	—	580

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		14,909	—	△595
	加ドル		2,114	—	△24
	英ポンド		3,191	—	△100
	ユーロ		2,044	—	△54
	円		6,858	—	198
	豪ドル		4,570	—	△17
	N Z ドル		—	—	—
	小計		33,689	—	△594
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		6	—	0
	買建	買掛金			
	米ドル		19,928	—	△284
	タイバーツ		33	—	0
	N Z ドル		4,358	—	△96
	小計		24,326	—	△380
合計			58,015	—	△975

（2）金利関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度（前払退職金との選択制を含む。）を設けているほか、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。加えて、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、国内連結子会社の伊藤ハム株式会社では、退職給付信託を設定しておりましたが、近年、退職給付信託を含む年金資産が退職給付債務に対して大幅な積立超過の状況にあり、今後もその状況が継続することが見込まれるため、当連結会計年度において退職給付信託の全部返還を受けました。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	37,651	34,724
勤務費用	1,085	915
利息費用	289	381
数理計算上の差異の発生額	△9	△730
過去勤務費用の発生額	△1,411	—
退職給付の支払額	△2,881	△2,995
退職給付債務の期末残高	34,724	32,296

(注) 前連結会計年度において、グループ組織再編に伴う人事制度の改定を行ったため、過去勤務費用が発生しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	52,225	52,686
期待運用収益	1,171	1,355
数理計算上の差異の発生額 (注)	804	△1,450
事業主からの拠出額	1,197	1,397
退職給付の支払額	△2,711	△2,799
退職給付信託の全部返還	—	△4,958
年金資産の期末残高	52,686	46,230

(注) 「数理計算上の差異の発生額」には、退職給付信託の全部返還に伴う発生額を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	34,060	31,742
年金資産	△52,686	△46,230
	△18,625	△14,487
非積立型制度の退職給付債務	663	553
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△17,962	△13,934
退職給付に係る負債	663	553
退職給付に係る資産	△18,625	△14,487
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△17,962	△13,934

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	1,085	915
利息費用	289	381
期待運用収益	△1,171	△1,355
数理計算上の差異の費用処理額	△560	△584
過去勤務費用の費用処理額	△108	△149
退職給付信託返還益(注)	—	△160
確定給付制度に係る退職給付費用	△465	△952

(注) 「退職給付信託返還益」は特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	1,302	△149
数理計算上の差異	253	△1,465
合計	1,556	△1,615

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	△1,419	△1,269
未認識数理計算上の差異	△4,254	△2,789
合計	△5,673	△4,058

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	45%	47%
株式	13%	5%
現金及び預金	0%	2%
その他	42%	46%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.1%	1.7%
長期期待運用収益率	2.5%	2.9%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	919	937
退職給付費用	109	130
退職給付の支払額	△93	△107
為替換算等による影響額	1	0
退職給付に係る負債の期末残高	938	961

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	937	961
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	937	961
退職給付に係る負債	937	961
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	937	961

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 109百万円 当連結会計年度 130百万円

4. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度461百万円、当連結会計年度601百万円であります。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

日本冷凍食品企業年金基金

①複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 2023年 3 月31日現在	当連結会計年度 2024年 3 月31日現在
年金資産の額	5,556	6,276
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	4,701	4,702
差引額	854	1,573

②複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度	5.34% (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
当連結会計年度	4.22% (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△432百万円(前連結会計年度△580百万円)及び剰余金2,006百万円(前連結会計年度1,434百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であります。

なお、上記②の割合は当社の子会社の実際の負担割合とは一致しておりません。また、上記①及び②は入手可能な直近時点の数値により開示しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 12名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 11名	伊藤ハム(株) 取締役 9名 伊藤ハム(株) 執行役員 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 22,800株	普通株式 22,000株	普通株式 18,000株
付与日	2008年7月31日	2009年8月3日	2010年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2038年7月31日	自 2016年4月1日 至 2039年8月3日	自 2016年4月1日 至 2040年8月2日

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 6名	伊藤ハム(株) 取締役 7名 伊藤ハム(株) 執行役員 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 12,400株	普通株式 12,400株	普通株式 12,400株
付与日	2011年8月1日	2012年8月6日	2013年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2041年8月1日	自 2016年4月1日 至 2042年8月6日	自 2016年4月1日 至 2043年8月7日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	伊藤ハム(株) 取締役 6名 伊藤ハム(株) 執行役員 3名	伊藤ハム(株) 取締役 5名 伊藤ハム(株) 執行役員 7名	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 7名 当社子会社 執行役員 19名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 10,000株	普通株式 12,800株	普通株式 26,060株
付与日	2014年8月4日	2015年8月3日	2016年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2016年4月1日 至 2044年8月4日	自 2016年4月1日 至 2045年8月3日	自 2016年8月9日 至 2046年8月8日

	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社 取締役 2名 当社子会社 取締役 6名 当社子会社 執行役員 20名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 26,560株
付与日	2017年8月7日
権利確定条件	権利確定条件は 付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	自 2017年8月8日 至 2047年8月7日

（注） スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しております。

なお、2023年10月1日に実施いたしました株式併合（5株を1株）を反映した内容を記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利確定前 （株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 （株）			
前連結会計年度末	800	800	800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	800	800	800

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前 （株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 （株）			
前連結会計年度末	800	800	800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	800	800	800

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	800	800	6,400
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	800
失効	—	—	—
未行使残	800	800	5,600

	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	7,400
権利確定	—
権利行使	1,400
失効	—
未行使残	6,000

(注) 2023年10月1日に実施いたしました株式併合(5株を1株)を反映した内容を記載しております。

②単価情報

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,825	1,490	1,515

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,480	1,530	1,975

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	3,995
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,070	3,265	4,555

	2017年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	3,995
付与日における 公正な評価単価 (円)	4,730

(注) 2023年10月1日に実施いたしました株式併合（5株を1株）を反映した内容を記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,068百万円	1,822百万円
減損損失	801	1,146
税務上の繰越欠損金 (注)	562	794
棚卸資産の未実現損益	565	559
退職給付に係る負債	575	554
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	503	481
資産除去債務	446	424
繰延ヘッジ損益	30	338
未払事業税	330	273
その他	2,605	2,303
繰延税金資産小計	8,489	8,698
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△217	△335
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,264	△2,158
評価性引当額小計	△2,481	△2,494
繰延税金資産計	6,008	6,204
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,118百万円	△4,176百万円
前払年金費用	△3,749	△4,636
全面時価評価法による評価差額	△1,921	△1,826
固定資産圧縮積立金	△844	△831
無形資産識別評価	△747	△741
固定資産の未実現損失	△483	△479
連結子会社の資産及び負債の時価評価差額	△246	△246
繰延ヘッジ損益	△221	△30
その他	△565	△506
繰延税金負債計	△12,898	△13,475
繰延税金資産 (負債) の純額	△6,890	△7,271

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	8	—	0	—	2	551	562百万円
評価性引当額	△1	—	△0	—	△2	△212	△217
繰延税金資産	6	—	0	—	—	338	(b) 344

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金562百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産344百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	0	—	2	7	784	794百万円
評価性引当額	—	—	—	—	△7	△328	△335
繰延税金資産	—	0	—	2	0	455	(b) 458

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金794百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産458百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8	△1.1
住民税均等割等	1.2	1.3
税額控除による影響	△1.5	△1.6
持分法による投資利益	△0.7	△1.8
のれん償却額	2.2	2.5
連結子会社との税率差	△0.0	0.0
その他	△0.7	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7	31.6

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	加工食品事業	食肉事業	計		
売上高					
ハム・ソーセージ	172,253	11,335	183,589	—	183,589
調理加工食品	139,634	21,211	160,846	—	160,846
食肉	75,190	503,631	578,821	—	578,821
その他	4,554	27,752	32,307	15	32,323
顧客との契約から生じる収益	391,633	563,931	955,564	15	955,580
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	391,633	563,931	955,564	15	955,580

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人事給与関連業務サービス等があります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	加工食品事業	食肉事業	計		
売上高					
ハム・ソーセージ	174,842	12,746	187,588	—	187,588
調理加工食品	140,423	22,069	162,492	—	162,492
食肉	81,015	527,725	608,740	—	608,740
その他	4,591	25,342	29,933	15	29,949
顧客との契約から生じる収益	400,872	587,883	988,756	15	988,771
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	400,872	587,883	988,756	15	988,771

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人事給与関連業務サービス等があります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等)「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は、以下の通りであります。なお、契約資産及び契約負債はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,323
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	110,986

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は、以下の通りであります。なお、契約資産及び契約負債はありません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	110,986
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	103,224

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、主にハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売を事業領域とする「加工食品事業」と主に食肉の生産、処理加工及び販売を事業領域とする「食肉事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、外部顧客への売上高のセグメント間移管、及び経費の負担部門変更等に伴うセグメント利益又は損失のセグメント間移管を行っております。また、セグメントを意識した管理体制が強化される中で、一部グループ会社の売掛金等の計上セグメントを実態に即した形に変更、および前期まで「調整額」に含まれていた「投資その他の資産」の一部を加工食品事業及び食肉事業それぞれのセグメントに含めて表示することに変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	391,633	563,931	955,564	15	955,580	—	955,580
セグメント間の内部 売上高又は振替高	37,700	70,759	108,460	901	109,361	△109,361	—
計	429,334	634,690	1,064,024	917	1,064,942	△109,361	955,580
セグメント利益又は 損失 (△)	8,964	18,073	27,038	△171	26,867	△830	26,036
セグメント資産	156,288	246,838	403,127	684	403,811	58,759	462,570
その他の項目							
減価償却費	6,829	5,088	11,918	3	11,922	487	12,410
のれんの償却額	—	208	208	—	208	1,389	1,597
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	8,436	10,254	18,690	—	18,690	619	19,309

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

(2) セグメント資産の調整額58,759百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金11,993百万円、投資その他の資産21,808百万円、のれん15,279百万円等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額619百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	加工食品 事業	食肉事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	400,872	587,883	988,756	15	988,771	—	988,771
セグメント間の内部 売上高又は振替高	36,188	78,274	114,462	937	115,400	△115,400	—
計	437,060	666,157	1,103,218	953	1,104,172	△115,400	988,771
セグメント利益	9,775	12,215	21,990	65	22,056	△1,305	20,750
セグメント資産	158,106	256,288	414,394	143	414,537	52,471	467,009
その他の項目							
減価償却費	7,046	5,288	12,334	4	12,338	613	12,951
のれんの償却額	—	218	218	—	218	1,389	1,607
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	15,641	5,763	21,405	—	21,405	331	21,736

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人事給与関連業務サービス等であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額の主な内容は、のれんの償却額△1,389百万円等であります。

（2）セグメント資産の調整額52,471百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産の主なものは、現金及び預金10,323百万円、投資その他の資産20,698百万円、のれん13,890百万円等であります。

（3）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額331百万円は、主に各セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	183,589	160,846	578,821	32,323	955,580

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
817,226	36,146	39,272	38,726	20,902	3,306	955,580

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
76,314	27,529	1,421	105,265

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ハム・ソーセージ	調理加工食品	食肉	その他	合計
外部顧客への売上高	187,588	162,492	608,740	29,949	988,771

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	オセアニア	アジア	北米	欧州	その他	合計
839,884	35,635	34,419	48,730	25,692	4,410	988,771

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他	合計
79,833	28,378	1,456	109,668

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	91	91

（注）工場閉鎖に係る減損損失485百万円は、連結損益計算書において「工場閉鎖関連損失」に含めて表示しているため、特別損失の減損損失には、91百万円を表示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	加工食品事業	食肉事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	250	1,250	—	50	1,551

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	—	1,518	1,518	—	15,279	16,798

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	加工食品事業	食肉事業	計			
当期末残高	—	1,293	1,293	—	13,890	15,184

（注）のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮下 功	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)	12	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮下 功	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)	13	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 41.12	食肉及び 原材料の 仕入先	食肉及び原 材料の仕入 (注)	14,937	買掛金	1,690

(注) 食肉及び原材料の仕入については、三菱商事㈱以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (USドル)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	INDIANA PACKERS CORP.	DELPHI INDIANA U. S. A.	20,000千	食肉事業	間接 20.00	食肉及び 原材料の 仕入先	債務保証 (注)	1,904 (US\$ 12,577千)	-	-

(注) INDIANA PACKERS CORP. への債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

③従業員のための企業年金等

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
企業年金	退職給付 信託	—	—	—	—	退職給付 会計上の 年金資産	資産の 全部返還	4,958	—	—

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	5,018.37円	5,033.02円
1株当たり当期純利益	273.24円	230.88円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	273.14円	230.80円

(注) 1. 2023年10月1日付で株式併合(5株を1株)を実施したため、前連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	285,326	286,318
純資産の部の合計から控除する金額(百万円)	709	775
(うち新株予約権(百万円))	(77)	(66)
(うち非支配株主持分(百万円))	(632)	(708)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	284,616	285,542
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	56,714	56,733

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,553	13,097
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	15,553	13,097
普通株式の期中平均株式数(千株)	56,922	56,729
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	20	18
(うち新株予約権(千株))	(20)	(18)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	—	—

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	39,815	39,093	4.97	—
1年内返済予定の長期借入金	106	100	0.47	—
リース債務（1年以内に返済予定のもの。）	913	883	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	340	20,240	1.25	2026年～2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,188	2,228	—	2026年～2037年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	43,364	62,545	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	100	100	40	20,000
リース債務	654	478	335	209

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	490,914	988,771
税金等調整前 中間 (当期) 純利益 (百万円)	9,117	19,253
親会社株主に帰属する 中間 (当期) 純利益 (百万円)	6,264	13,097
1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	110.43	230.88

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 7,735	※2 7,864
売掛金	※1 49,604	※1 52,511
商品及び製品	54,843	65,544
原材料及び貯蔵品	16	14
関係会社短期貸付金	250	376
未収入金	※1 5,608	※1 6,863
未収還付法人税等	2,386	6
未収消費税等	—	482
関係会社預け金	79,081	53,485
その他	1,368	1,311
貸倒引当金	△150	△266
流動資産合計	200,743	188,192
固定資産		
有形固定資産		
建物	65	86
構築物	6	5
機械及び装置	194	155
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	565	525
リース資産	110	95
建設仮勘定	84	5,296
有形固定資産合計	1,028	6,166
無形固定資産		
のれん	4,188	3,807
ソフトウェア	2,130	1,806
その他	3,578	5,960
無形固定資産合計	9,897	11,574
投資その他の資産		
投資有価証券	804	804
関係会社株式	112,011	111,856
関係会社長期貸付金	1,700	1,450
長期貸付金	1,238	1,233
前払年金費用	737	1,019
繰延税金資産	398	723
差入保証金	1,000	998
その他	※1 1,266	※1 2,858
貸倒引当金	△1,024	△2,416
投資その他の資産合計	118,132	118,527
固定資産合計	129,058	136,268
資産合計	329,802	324,460

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1, ※2 63, 577	※1, ※2 52, 883
電子記録債務	1, 347	1, 033
短期借入金	5, 000	—
未払金	※1 5, 856	※1 6, 532
未払法人税等	423	286
未払消費税等	6	—
関係会社預り金	12, 032	11, 128
賞与引当金	1, 154	1, 027
その他	1, 067	1, 396
流動負債合計	90, 466	74, 288
固定負債		
長期借入金	—	20, 000
リース債務	73	59
資産除去債務	123	74
関係会社事業損失引当金	593	442
その他	47	56
固定負債合計	838	20, 632
負債合計	91, 304	94, 920
純資産の部		
株主資本		
資本金	30, 003	30, 003
資本剰余金		
資本準備金	7, 503	7, 503
その他資本剰余金	121, 982	121, 995
資本剰余金合計	129, 485	129, 498
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	81, 592	72, 959
利益剰余金合計	81, 592	72, 959
自己株式	△2, 793	△2, 723
株主資本合計	238, 288	229, 737
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	132	△264
評価・換算差額等合計	132	△264
新株予約権	77	66
純資産合計	238, 497	229, 540
負債純資産合計	329, 802	324, 460

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※2 523,076	※2 578,496
営業収益		
経営管理料	※2 3,766	※2 3,461
受取業務委託料	※2 2,736	※2 2,736
売上高及び営業収益合計	529,579	584,695
売上原価	※2 500,964	※2 557,053
売上総利益	28,615	27,641
販売費及び一般管理費	※1, ※2 26,647	※1, ※2 28,289
営業利益又は営業損失 (△)	1,967	△647
営業外収益		
受取利息及び配当金	※2 12,334	※2 4,273
受取賃貸料	※2 83	※2 83
受取手数料	※2 42	※2 49
受取保険金	110	54
その他	※2 135	※2 325
営業外収益合計	12,706	4,786
営業外費用		
支払利息	※2 40	※2 126
支払手数料	21	81
不動産賃貸費用	63	63
その他	41	6
営業外費用合計	166	278
経常利益	14,508	3,860
特別利益		
固定資産売却益	—	0
抱合せ株式消滅差益	29,199	—
関係会社事業損失引当金戻入額	—	151
特別利益合計	29,199	151
特別損失		
固定資産除却損	1,399	33
投資有価証券売却損	351	—
投資有価証券評価損	85	154
貸倒引当金繰入額	781	1,505
関係会社事業損失引当金繰入額	208	—
その他	133	55
特別損失合計	2,960	1,749
税引前当期純利益	40,747	2,262
法人税、住民税及び事業税	113	△15
法人税等調整額	95	△149
法人税等合計	208	△165
当期純利益	40,539	2,427

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	30, 003	7, 503	121, 979	129, 483	47, 886	47, 886	△1, 841	205, 531
当期変動額								
剰余金の配当					△6, 833	△6, 833		△6, 833
当期純利益					40, 539	40, 539		40, 539
自己株式の取得							△1, 028	△1, 028
自己株式の処分			2	2			76	79
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	2	2	33, 705	33, 705	△952	32, 756
当期末残高	30, 003	7, 503	121, 982	129, 485	81, 592	81, 592	△2, 793	238, 288

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	77	205,609
当期変動額				
剰余金の配当				△6,833
当期純利益				40,539
自己株式の取得				△1,028
自己株式の処分				79
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	132	132		132
当期変動額合計	132	132	—	32,888
当期末残高	132	132	77	238,497

当事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,003	7,503	121,982	129,485	81,592	81,592	△2,793	238,288
当期変動額								
剰余金の配当					△11,060	△11,060		△11,060
当期純利益					2,427	2,427		2,427
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分			12	12			73	85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	12	12	△8,633	△8,633	69	△8,551
当期末残高	30,003	7,503	121,995	129,498	72,959	72,959	△2,723	229,737

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	132	132	77	238,497
当期変動額				
剰余金の配当				△11,060
当期純利益				2,427
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△396	△396	△10	△406
当期変動額合計	△396	△396	△10	△8,957
当期末残高	△264	△264	66	229,540

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品・商品

月別移動平均法による原価法

貯蔵品

月別移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。) なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

機械及び装置 4年～10年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法 (なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5～10年) に基づいております。また、のれんについては、その効果が発現すると見積られる期間 (20年以内) で均等償却しております。)

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11年) による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (11～12年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、子会社からの経営管理料、受取業務委託料及び商品の販売となります。経営管理料及び受取業務委託料については、子会社との契約に基づき経営管理及び受託業務を提供する事が履行義務であり、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

商品の販売に係る収益については、以下のとおりであります。

加工食品事業 主に国内におけるハム・ソーセージ及び調理加工食品等の販売

食肉事業 主に国内及び海外における食肉等の販売

顧客との販売契約において、商品又は製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品又は製品の引渡時であります。ただし、国内取引については、商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。海外への販売については、貿易条件であるインコタームズに基づいて売主（輸出者）の危険負担の移転時点で収益を認識しております。

販売契約においてリバート等の条件が含まれる場合、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分について、将来収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。販売契約における対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。また、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金利息

(3) ヘッジ方針

為替予約は為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップは金利変動リスクを回避する手段として、実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。

為替予約については、為替リスク管理委員会を設置し、社内管理基準に基づくリスク管理体制をとっており、金利スワップについては、資金担当部門にて一元管理を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。

なお、振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。また、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引は、有効性の判定は省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
販売用食肉在庫（簿価切下前）	53,720	64,440
簿価切下額	523	609

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「短期貸付金」と表示していた科目名称を、より実態に即した表示とするため、当事業年度より「関係会社短期貸付金」に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名称を変更しております。

(貸借対照表関係)

※１．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
短期金銭債権	50,192百万円	54,010百万円
長期金銭債権	263	1,788
短期金銭債務	14,073	12,710

※２．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
現金及び預金	60百万円	60百万円
計	60	60

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
買掛金	60百万円	60百万円
計	60	60

※３．偶発債務

次の各会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
ANZCO FOODS LTD.	33,937 (NZ \$ 375,000千)	40,924 (NZ \$ 480,000千)
ASIAN BEST CHICKEN CO., LTD.	1,281 (THB 308,100千)	1,204 (THB 273,775千)
農事組合法人 広島県東部養豚組合	830	750
伊藤ハムミート販売西(株)	28	19
(株)マルフジ	40	41
(有)島根農場	165	147
計	36,283	43,088

(損益計算書関係)

※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
給料及び手当	4,563百万円	4,644百万円
賞与引当金繰入額	1,055	930
研究開発費	1,178	1,217
発送配達費及び荷扱料	9,680	11,603
保管料	3,874	3,483
おおよその割合		
販売費	56%	58%
一般管理費	44 "	42 "

※ 2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
営業取引による取引高		
営業収益	509,627百万円	562,224百万円
営業費用	134,310	221,128
営業取引以外の取引高	12,770	4,710

(有価証券関係)

前事業年度(2024年 3 月 31 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	111,150
関連会社株式	860
計	112,011

当事業年度(2025年 3 月 31 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	110,996
関連会社株式	860
計	111,856

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社・投資有価証券評価損	788百万円	860百万円
貸倒引当金	359	840
賞与引当金	353	314
棚卸資産簿価切下げ	161	188
関係会社事業損失引当金	181	139
株式報酬費用	132	123
繰延ヘッジ損益	—	116
未払事業税	116	77
資産除去債務	37	45
その他	236	307
繰延税金資産小計	2,369	3,014
評価性引当額	△1,529	△1,806
繰延税金資産合計	839	1,207
繰延税金負債		
前払年金費用	△225百万円	△321百万円
繰延ヘッジ損益	△58	—
その他	△156	△163
繰延税金負債合計	△441	△484
繰延税金資産純額	398	723

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.6	△53.8
評価性引当額の増減額	1.1	9.9
のれん償却額	0.2	5.1
抱合せ株式消滅差益	△21.9	—
その他	0.0	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5	△7.3

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「評価性引当額の増減額」及び「のれん償却額」は、重要性が増したことにより当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。この結果、前事業年度の「その他」に表示していた1.4%は、「評価性引当額の増減額」1.1%、「のれん償却額」0.2%、「その他」0.0%として組み替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高 (注) 1	当期 増加額 (注) 2	当期 減少額	当期末 残高 (注) 1	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期 償却額	差引 期末残高
有形 固定 資産	建物	347	55	26	376	290	8	86
	構築物	33	—	7	26	20	0	5
	機械及び装置	1,011	24	83	952	797	51	155
	車輛運搬具	3	—	—	3	2	0	0
	工具、器具及び備品	1,396	97	194	1,300	774	133	525
	リース資産	526	31	46	511	415	45	95
	建設仮勘定	84	5,211	—	5,296	—	—	5,296
	計	3,403	5,421	357	8,467	2,301	241	6,166
無形 固定 資産	のれん	4,569	—	—	4,569	761	380	3,807
	ソフトウェア	9,081	273	167	9,187	7,381	499	1,806
	その他	3,641	2,480	146	5,974	14	0	5,960
	計	17,291	2,753	314	19,731	8,157	880	11,574

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

2. 当期増加額のうち建設仮勘定の増加は、主に2026年竣工予定の静岡県三島市の工場建設に係るものであります。また、無形固定資産のその他の増加は、主に加工食品事業の基幹システムの入替（加食ミライキパン）に係るものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,174	1,528	20	2,683
賞与引当金	1,154	1,027	1,154	1,027
関係会社事業損失引当金	593	284	436	442

(注) 計上の理由及びその額の算定方法は、重要な会計方針に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、9月30日、12月31日、3月31日（注）1
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	（注）2
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html
株主に対する特典	3月31日現在、所有株式200株以上の株主に対し、5,000円相当の当社グループ製品を贈呈する。

（注）1．剰余金の配当の基準日の6月30日及び12月31日は、2026年3月期に記念配当を実施するため、会社法第124条第1項乃至第3項の規定に基づく基準日設定公告を行います。

（注）2．単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第8期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月3日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

第9期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月24日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉田 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水野 勝成

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、商品及び製品116,146百万円が計上されている。 （重要な会計上の見積り）「1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価」に記載のとおり、当連結会計年度末の商品及び製品のうち食肉事業セグメントの販売用食肉在庫（簿価切下前）は83,330百万円であり、総資産の17%を占めている。また、当連結会計年度に認識された簿価切下額は751百万円である。 棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定されており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定される。 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社グループには一定期間保存する販売用食肉在庫があり、保存期間中における需給バランスの変化等の外部環境の影響により、その売価は畜産物相場の変動リスクにさらされる。販売用食肉在庫の評価において、経営者は過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しているが、その予測には不確実性を伴う。そのため、経営者による判断が商品及び製品の連結貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上から、当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。これには、重要な連結子会社の監査人を関与させ、同監査人への指揮、監督及びその作業の査閲を行うことが含まれる。 （1）内部統制の評価 販売用食肉在庫の評価に関連する内部統制の有効性を評価した。 （2）正味売却価額の見積りの合理性の評価 販売用食肉在庫の正味売却価額を見積もる際に経営者が採用した主要な仮定が適切かどうかを評価するため、主要な販売用食肉在庫の将来の販売見込み及び見積売価の算定根拠について畜種別担当責任者に対して質問した。また、金額的重要性等に基づき抽出した品目について、主に以下の手続を実施した。 ・前連結会計年度末における見積売価と、前連結会計年度末日後の実績売価データとを比較し、重要な差異の原因について確認することにより、見積売価の精度を評価した。 ・当連結会計年度末における見積売価について、当連結会計年度末日前後の実績売価等の根拠書類を閲覧し、その合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の

基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 勝成

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の当事業年度の貸借対照表において、商品及び製品65,544百万円が計上されている。 （重要な会計上の見積り）「1. 食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価」に記載のとおり、当事業年度末の商品及び製品のうち食肉事業セグメントの販売用食肉在庫（簿価切下前）は64,440百万円であり、総資産の19%を占めている。また、当事業年度に認識された簿価切下額は609百万円である。 棚卸資産の貸借対照表価額は主として収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定されており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算定される。 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社には一定期間保存する販売用食肉在庫があり、保存期間中における需給バランスの変化等の外部環境の影響により、その売価は畜産物相場の変動リスクにさらされる。販売用食肉在庫の評価において、経営者は過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しているが、その予測には不確実性を伴う。そのため、経営者による判断が商品及び製品の貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上から、当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価 販売用食肉在庫の評価に関連する内部統制の有効性を評価した。 （2）正味売却価額の見積りの合理性の評価 販売用食肉在庫の正味売却価額を見積もる際に経営者が採用した主要な仮定が適切かどうかを評価するため、主要な販売用食肉在庫の将来の販売見込み及び見積売価の算定根拠について畜種別担当責任者に対して質問した。また、金額的重要性等に基づき抽出した品目について、主に以下の手続を実施した。 ・前事業年度末における見積売価と、前事業年度末日後の実績売価データとを比較し、重要な差異の原因について確認することにより、見積売価の精度を評価した。 ・当事業年度末における見積売価について、当事業年度末日前後の実績売価等の根拠書類を閲覧し、その合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 野澤 克己
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長宮下 功及び取締役常務執行役員野澤 克己は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは2023年度よりフラットな機能別組織に再編し、販売及び調達等の機能別組織体制を採用していることから、売上高及び仕入高を重要な事業拠点の選定指標として用いております。具体的には、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、前連結会計年度の内部取引相殺後の売上高及び仕入高をそれぞれ合算し、概ね2/3以上に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産及び仕入高に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。なお、内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の売上高及び仕入高で再検討し、当該内部統制の評価範囲が適切であることを確認しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
【英訳名】	ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 功
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 野澤 克己
【本店の所在の場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮下功及び当社最高財務責任者野澤克己は、当社の第9期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。